

283
37

福岡高等學校一覽

第五年度

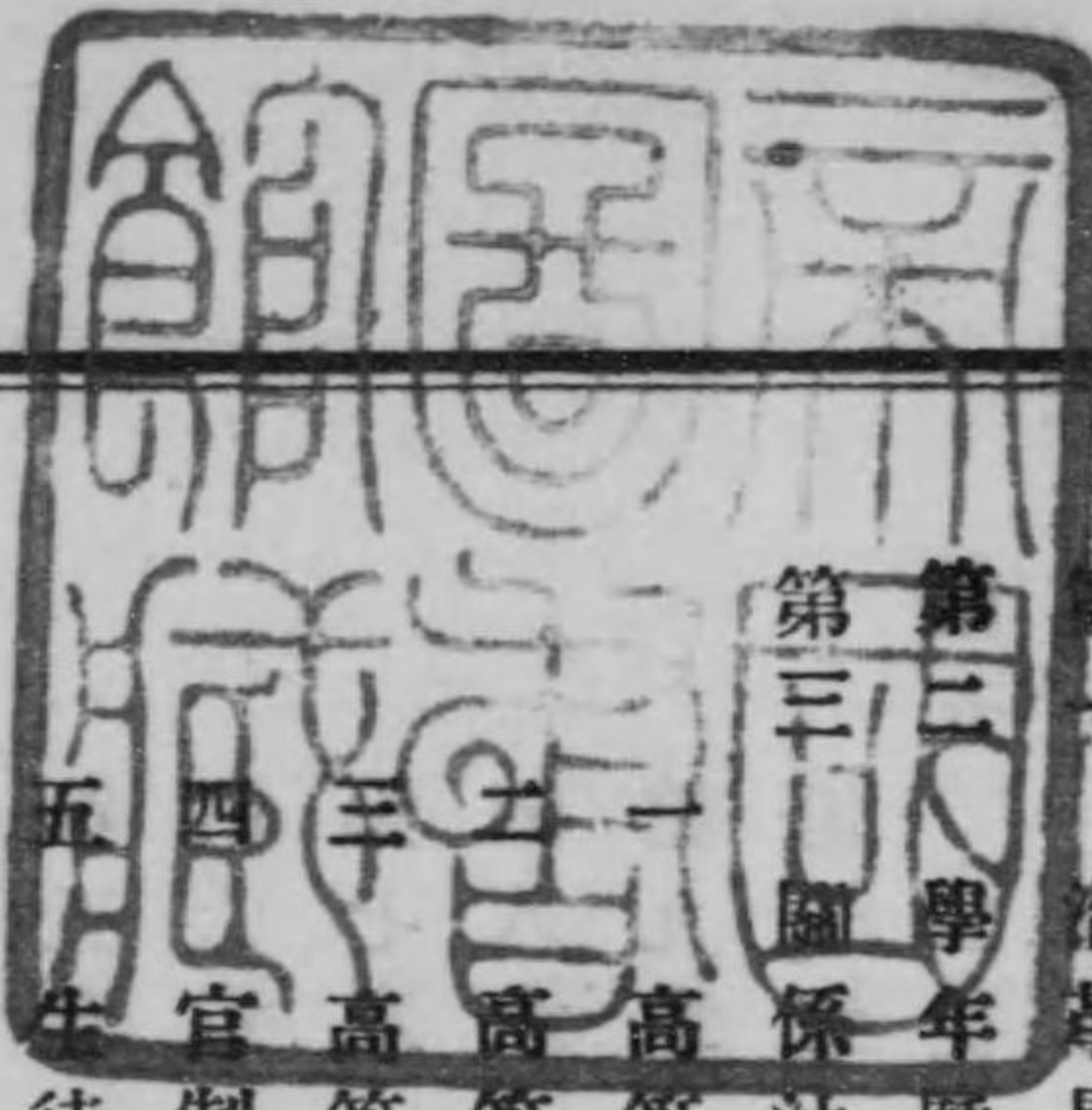
自大正十五年
至大正十六年

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



283-37.



福岡高等學校一覽

目次

自大正十五年
至大正十六年

第四次 學則

- 第一 高等學校令
- 第二 高等學校規程
- 第三 高等學校高等科入學ニ關スル諸規程
- 第四 官制及職員ニ關スル諸規程
- 第五 生徒身體檢査規程
- 第六 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方
- 第七 徵兵ニ關スル規程
- 第八 高等學校高等科學力檢定規程

目次

一 三五七五 二 三五七五 三 三五七五 四 三五七五 五 三五七五 六 三五七五 七 三五七五 八 三五七五

大正
15.10.14
寄贈

寄贈本

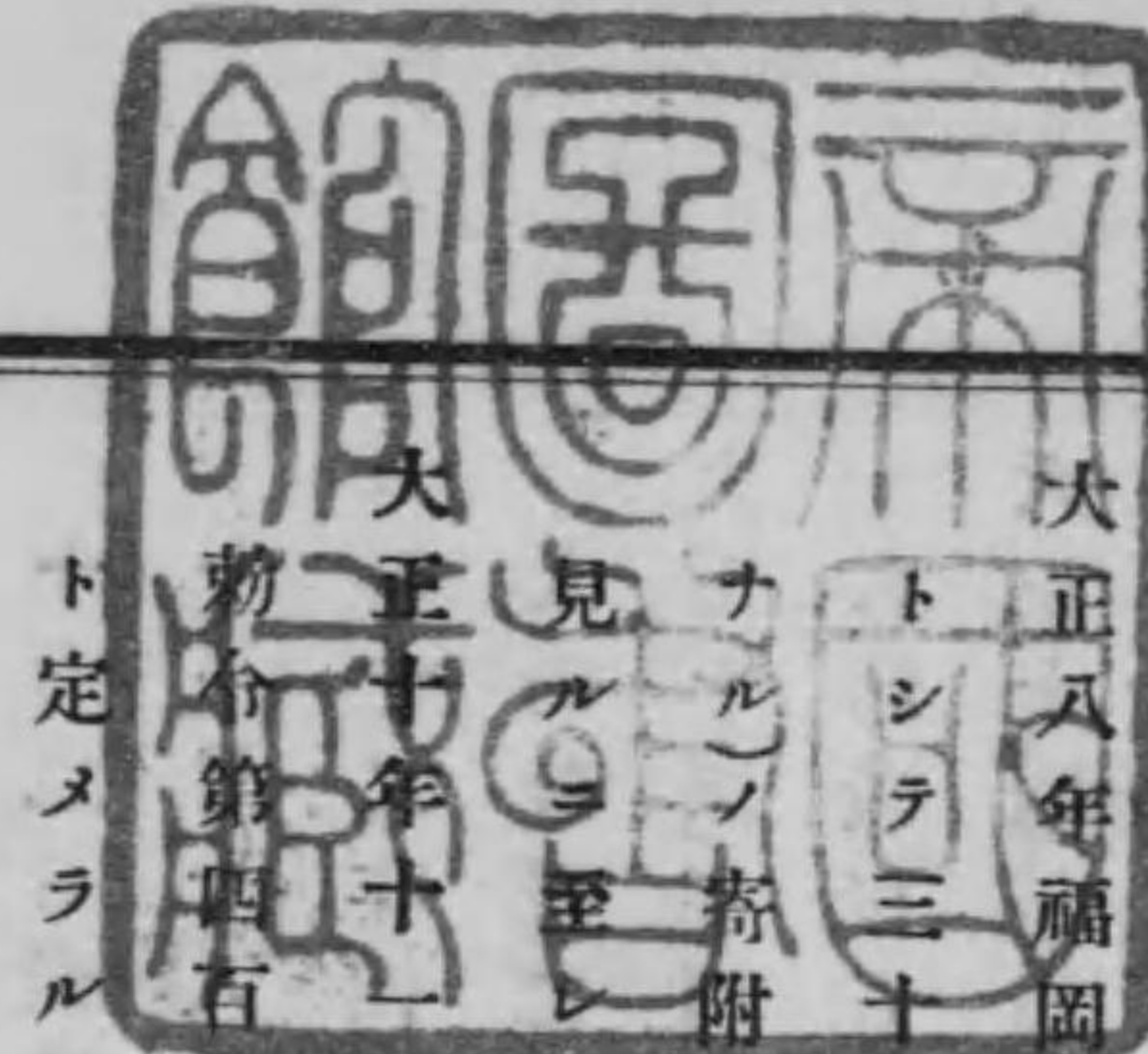
第一章	總則	七
第二章	學科課程	九
第三章	學年、學期、式日及休業日	八
第四章	入學、在學、退學、轉學	八
第五章	試業、進級及卒業	九
第六章	懲戒	九
第七章	授業料	九
第八章	圖書及器械標本	九
第九章	服制	九
第十章	寄宿寮	九
第五	生徒心得	九
第六	細則	九
一	成績考查規程	一〇七
二	校務分掌規程	一〇七
三	會議規程	一〇七

四	服務規程	一三二
五	圖書規程	一三五
六	文書處理規程	一三七
七	物品會計規程細則	一三九
八	服制	一三九
九	組長規程	一四二
一〇	寄宿寮細則	一四三
一一	寮生規約	一四五
一二	警備規程	一五〇
一三	非常信號規程	一五四
一四	宿直規程	一五五
第七	教科用書目	一五九
第八	職員	一六〇
第九	生徒	一七四
一	氏名	一七四

二 生徒出身學校別表	一六
三 生徒本籍別表	二〇
四 生徒年齢表	二〇
五 生徒學資金概算書	二〇
第十 卒業生	二七
第十一 敷地建物	三二
附錄	三四
福岡高等學校校友會規則	三四
同 役員	三五
對抗競技ニ關スル申合事項	三四

福岡高等學校一覽

第一 沿革略



大正八年福岡縣ハ政府ノ高等教育機關増設計畫ニ應シ高等學校創立費トシテ三十萬圓敷地買收費ヲ含ム後追加シテ總計四十二萬五千圓トナルノ時附ヲ決シ之ヲ政府ニ申請セシニ政府之ヲ納レ本校ノ設置ヲ見ルニ至レリ其沿革大略左ノ如シ

大正十年十一月八日勅令第四百三十二號ニヨリ本校ヲ設置セラレ同日勅令第四百三十三號ヲ以テ職員ノ員數ヲ校長一人教授九人書記四人ト定メラル

十一月九日公立中學校長兼教諭從六位秋吉音治校長ニ任セラレ同日文部省内ニ事務所ヲ置キ事務ヲ開始ス

大正十一年一月十六日文部省内事務所ヲ福岡市烏飼舊烏飼村役場跡ニ

移ス

四月八日事務所ヲ本校々舎ニ移ス

四月十五日勅令第二百四號ヲ以テ本校教授定員ヲ十六人ニ改メラル

十月二日教育ニ關スル勅語謄本ヲ拜戴ス

十一月十八日開校記念式ヲ舉行ス

大正十二年四月九日勅令第百六十一號ヲ以テ本校職員定員教授二十四人、助教授二人、書記五人ニ改メラル

大正十三年四月二十九日勅令第九十八號ヲ以テ本校職員定員教授三十人、助教授五人、書記ノ六人ニ改メラル

大正十四年四月一日勅令第八十一號ヲ以テ本校職員定員中助教授五人ヲ四人ニ改メラル

十月八日 天皇陛下 皇后陛下ノ御眞影ヲ拜戴ス

第二學年曆

大正十五年

四月一日 (木) 學年始

同 八日 (木) 春季休業終

同 十日 (土) 第二、三學年第一學期授業始

同 十七日 (土) 第一學年入學宣誓式

七月二日 (金) 第一學期授業終

同 十五日 (木) 夏期休業始

九月五日 (日) 夏期休業終

同 六日 (月) 第二學期授業始

同 二十四日 (金) 秋季皇靈祭

十月十七日 (日) 神嘗祭

十月三十一日 (日) 天長節祝日拜賀式
 十一月八日 (月) 創立紀念日
 同 二十三日 (火) 新嘗祭
 十二月十四日 (火) 第二學期授業終
 同 二十五日 (土) 冬季休業始
 大正十六年
 一月一日 (土) 新年拜賀式
 同 七日 (金) 冬季休業終
 同 八日 (土) 第三學期授業始
 二月十一日 (金) 紀元節拜賀式
 二月二十八日 (月) 第三學期授業終
 三月十六日 (水) 春季休業始

第三關係法令

一 高等學校令 (大正七年勅令第三百八十九號) (抄)

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムベキモノトス

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス
 高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス
 專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得
 專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得

但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニアリテハ專攻科ヲ除キ六百人以内トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ

一學級ノ生徒定數ハ四十人以内トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學、退學及懲戒、授業料、入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 高等學校規程 (大正八年文部省令第八號) (抄)

第一章 學科課程及教科書

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概說、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス
外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス
修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス
國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史

ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス
外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ
第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歷史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ
第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ
化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ク又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖書ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖書ハ自在畫平面幾何畫立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一

計	學年												
	第一學年	第二學年	第三學年	第一外國語	第二外國語	歷史	地理	哲學概說	心理及論理	法制及經濟	數學	自然科學	體操
(二九) (三三)	三	三	三	九	(四)	三	二				三	二	三
(二九) (三三)	三	三	三	八	(四)	五			二	二		三	三
(二八) (三二)	三			八	(四)	四			二	二	三		三

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス
 但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此
 ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授
 時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語		一一	一〇	一〇
第二外國語		(三)	(三)	(三)
計		三一 (三四)	三一 (三四)	三〇 (三三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目
 ニ配當スルコトヲ得

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依
 ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身		一	一	一
國語及漢文		四	二	
第一外國語		八	六	六
第二外國語		(四)	(四)	(四)
數學		四	四	四
物理學			三	三
化學			三	三
植物及動物		二	二	講義 二二 實驗 二二
礦物及地質		二		講義 二二 實驗 二二

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
心理	二	二	
法制及經濟	二		
圖書	二	二	(二)
體操	三	三	三
計	(二八) (三二)	(二八) (三二)	(二八) (三二)

第三學年ノ數學(二)及圖書(二)ト第三學年ノ植物及動物(講義ニ實驗ニ)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

第二外國語	
計	(三) (三〇) (三三)
第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得	(三) (三一) (三四)
第三節 專攻科	(三) (三一) (三四)
第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ	
國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等	
第四節 教授上ノ注意	
第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ	

常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上、專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合

ニ於テハ此ノ限ニアラス

試験及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編 制

第二十八條 高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第四章 設 備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生

上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室標本室等ヲ備フヘシ

校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一 學則、日課表及教科用圖書配當表
- 二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
- 三 生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
- 四 試驗問題、答案及成績表
- 五 資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標

本模型ノ目錄

生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學、轉學、退學ノ年月日其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校

第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
- 二 高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者
- 三 專門學校入學者檢定規定ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者
- 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノニ限リ入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタルモノト同等以上ノ

學力ヲ有スルモノタルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル者ハ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限リ試験ニ依ラサルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考査

シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ專攻科ヲ卒リタルモノニハ得業證書ヲ尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引續キ一年以上缺席シタル者

- 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
- 五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第八章 雜 則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三 高等學校高等科入學ニ關スル諸規程

○高等學校高等科入學資格試驗規程(大正八年文部省令第九號)

第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケントスル者ハ年齡滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全品行方正且現ニ中學校ニ在學セサルモノタルヘシ

第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條 試驗ハ中學校第四學年マテノ必須各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ行フヘシ

第四條 專門學校入學者檢定規程第七條第二項又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニシテ試驗ヲ出願シタ

ルトキハ當該學科目ノ試驗ヲ免除ス專門學校入學者檢定規程第八條ニ依リ試驗ヲ免除セラル、者ニ付亦同シ(大正十五年文部省令第七號)

第五條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スヘシ

第六條 高等學校入學資格試驗ノ問題答案及成績表ハ五年以上保存スヘシ

第七條 中學校ニ於テハ本令ノ試驗ニ付試驗手数料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程

(大正八年文部省令第十四號大正十四年文部省令第四十二號改正)

第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキ

ハ選拔試験ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數選拔試験ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ其ノ都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選拔試験ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス但シ外國語ハ英語獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選ハシム

前項ノ試験ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選拔試験ハ高等學校ヲ二班ニ分チ各班前後シテ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ志望學校トシテ一校ヲ指定シ又ハ他班ニ屬スル一校ヲ併セ二校ヲ指定スルコトヲ得二校ヲ指定スル場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ

第六條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ但シ志望學校二校ノ場合ニ於テハ各異ナル科ヲ指定スルコトヲ得ス

指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科	甲類	英語ヲ第一外國語トスルモノ
文科	乙類	獨語ヲ第一外國語トスルモノ
文科	丙類	佛語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	甲類	英語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	乙類	獨語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	丙類	佛語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上同一科内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類又ハ理科丙類ニ限ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○明治三十八年文部省令第十八號

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試験ヲ受ケタルトキハ其入學試験ハ無効トス

○專門學校入學者檢定規程(抄)

(大正十三年文部省令第二十二號)

第一條 專門學校ノ本科ニ入學セントスル者ニシテ中學校(中畧)ヲ卒業セサル者ハ本令ニ依リ檢定ヲ受クヘシ

第二條 檢定ヲ分チテ試験檢定及無試験檢定トス

第三條 試験檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行フ

試験檢定ノ出願期限、試験施行ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四條 試験檢定ノ學科目及其ノ程度ハ中學校(中畧)ノ各學科目及其ノ卒業程度トス但シ中學校(中畧)ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル

學科目ハ之ヲ省ク

第五條 試験檢定ヲ受ケントスル者ハ受験願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ受験地ノ地方廳ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歷書 (第二號書式)

二 戶籍抄本

三 寫眞

四 第七條第二項ニ依ル證明書ノ寫又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ノ寫

五 第八條ノ資格ヲ證明スル書面

第六條 試験檢定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金七圓ヲ納付スヘシ

第七條 試験檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書(第三號書式)ヲ交付ス
試験檢査ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験學科目中合格點

ヲ得タルモノアルトキハ其ノ証明書(第四號書式)ヲ交付ス
前項ノ証明書ヲ有スル者ニシテ試験檢定ヲ出願シタルトキハ當該學
科目ノ試験ヲ免除ス

前項ノ規定ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル証明書ヲ
有スル者ニ付之ヲ準用ス

第八條 試験檢定ノ學科目中一科目又ハ數科目ニ就キ中學校(中畧)卒業
者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト認ムル者ニ對シテハ當該學科目
ノ試験ヲ免除ス

第九條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名本籍ヲ變更シ又ハ合格證書ヲ亡
失毀損シタルトキハ其ノ書換若ハ再交付ヲ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ合格證書ノ書換若ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ
金一圓ヲ納付スヘシ

第十條 試験ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ其ノ試験ヲ停止

シ尙期間ヲ定メテ試験ヲ受ケシメサルコトアルヘシ

大正七年文部省令第三號高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件第八
條ニ依リ試験ヲ停止セラレタル者ハ其ノ停止セラレタル期間本令ノ
試験ヲ受クルコトヲ得ス

試験ニ關シ不正ノ行爲アリタルコト後日發覺シタルトキハ既ニ交付
シタル合格證書又ハ證明書ハ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 無試験檢定ハ當該專門學校ニ於テ入學ノ際之ヲ行フ

無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ專門學校入學ニ
關シ中學校(中畧)卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル
者ニ限ル

前項ノ指定ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ收入印紙ヲ用キ之ヲ願書ニ
貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ専門學校入學者試験檢定施行ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ當該試験檢定ニ關シ仍從前ノ規定ニ依ル

○文部省直轄學校外國人特別入學規程

(明治三十四年文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規程ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若クハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限リ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介ヲ添ヘ帝國大學總長若クハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若クハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキ

ハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限リ之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限リニアラス

第四條 本令ノ規程ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規程ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附 則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタル者ト見做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○明治四十四年文部省令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

○外國人入學志望者取扱方

(明治四十一年四月二十日文部次官ヨリ通知)

外國人ニシテ中學校ヲ卒業シ其他高等學校又ハ專門學校入學ノ資格ヲ有スル者本邦人同様ノ手續ヲ以テ選拔試驗ニ應シ高等學校又ハ直轄專門學校ニ入學ヲ志願スルトキハ試驗ノ結果ニ依リ入學ヲ許可スルコト但シ本文ニ該當スル志願者増加シ本邦人ノ收容ニ影響少カラサル等ノ場合ヲ生スルニ至ラハ更ニ別段ノ詮議ヲナスヘキコト

四 官制及職員ニ關スル規程

○文部省直轄諸學校官制 (抄)

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

(前略)

福岡高等學校

(後略)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教授

生徒監

助教授

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ク校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

○文部省直轄諸學校職員定員令(抄)

文部省直轄諸學校專任職員ノ定員左ノ如シ

校長	一人	教授	三十人	教諭	四人	助教授	四人	訓導	六人	保母	六人	助手	六人	書記	六人
----	----	----	-----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

○直轄諸學校長職務規程

第一條 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號及第八號ニ關シテ

ハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムルコト

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三 俸給月額八拾五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四 教官以下ノ内國各地出張ニ關スルコト

第五 教官以下ノ除服出仕請暇ニ關スルコト

第六 講師ノ解囑及其報酬減額ニ關スルコト

第七 經費中ノ日ヲ流用スルコト

第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト

第四條 前條ニ掲ケタルモノノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

(參照)通牒(大正十二年九月十九日)

這回ノ大震火災ニ因ル交通々信ノ狀態及應務處理ノ現況等ニ鑑ミ左ニ

掲クル事項ハ當分ノ内貴方ニ限リ專行相成度支障無之ニ付御了知ノ上施行上萬遺漏無キ様御措置相成度尙施行ノ結果ハ毎月分取纏メ遲滯無ク御報告相成度依命通牒ス

- 一 講師(外國人ヲ除)囑託ニ關スル件
- 一 講師ニ勉勵手當給與ノ件
- 一 臨時休業ヲ爲スノ件
- 一 修學旅行施行ノ件

通牒(大正十二年九月十九日)

教科書ニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケ採定スルヲ要スルモノニ付テハ這回ノ變災ニ因ル交通通信其ノ他應務處理ノ現況ニ鑑ミ當分ノ内其ノ認可ヲ要セス貴職ノ專行ニ委セラレタルニ付思想上及風紀上惡影響ヲ及ホスノ虞ナク且難易ノ度ヲ考量シ大体從前認可セラレタル例ニ依リ施行上萬遺漏ナキ様御措置相成度尙本通牒ニ基キ採定セラレタルトキハ

當該圖書ヲ添へ遲滯ナク御報告相成度依命通牒ス

○高等學校教員規程 (大正八年文部省令第十號)

第一條 高等學校高等科教員免許狀ハ本令ノ定ムル所ニ依リ教員檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與ス

第二條 第九條第二號ニ該當スル者ニシテ高等學校高等科教員養成ニ關スル規定ニ依リ教員タルノ義務ヲ有スル者ハ教員檢定ニ合格シタル者ト看做ス

文部省外國留學生規程ニ依リ高等學校高等科教員タルノ義務ヲ有スル者亦同シ

第三條 第一條ノ免許狀及中學校教員免許狀ハ當該學科目ニ關シ高等學校尋常科教員免許狀タルノ効力ヲ有ス

第四條 教員檢定ハ受験者ノ學力、性行、身體ニ就キ之ヲ行フ

第五條 檢定ヲ爲スヘキ學科目左ノ如シ

修	身	國	語	漢	文	英	語
佛	語	獨	語	日本史及東洋史	西	洋	史
地	理	哲	學	概	說	心	理
數	學	物	理	化	學	植	物
動	物	地	質	及	鑛	物	圖
							畫

前項ノ學科目ニ就キ試験檢定ヲ行フ場合ニ於テ第九條第六號ノ受験者ニ對シテハ檢定ヲ受ケントスル學科目ニ併セ本人ノ選擇ニ依リ英語、佛語、獨語ノ中一科目ニ就キ其ノ學力ヲ試験スルモノトス但シ本人カ英語、佛語又ハ獨語ニ付中學校教員免許狀ヲ有スルトキ又ハ檢定ヲ受ケントスル學科目カ英語、佛語、獨語ノ中一ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 試験檢定ヲ行フ場合ニ於テハ受験者出願ノ學科目ノ試験ニ附隨シ其ノ教授法ヲ試験スルモノトス

第七條 試験檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ隨時之ヲ行フ

試験檢定ノ出願期限及試験ヲ行フヘキ學科目ハ文部大臣之ヲ告示シ試験施行ノ期日及試験ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員會長之ヲ公告ス

第八條 檢定ヲ受ケントスル者ハ願書第一號書式ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験檢定ニ在リテハ住居地ノ地方廳ヲ經由シ無試験檢定ニ在リテハ住居地ノ地方廳若ハ當該學校ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歷書(第二號書式)及學業證書若ハ免許狀ノ寫

二 第九條第二號乃至第五號ニ該當スル者ニ在リテハ當該學校長ノ證明書(第三號書式)

三 醫師ノ身體檢查書(第四號書式)

四 戶籍抄本

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 學位ヲ有スル者
- 二 大學ヲ卒業シタル者又ハ大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者
- 三 高等師範學校ヲ卒業シタル者但シ修業年限二年ノモノヲ除ク
- 四 專門學校本科又ハ神宮皇學館本科ヲ卒業シタル者
- 五 高等學校、大學豫科又ハ學習院高等科及元高等學校ヲ卒業シタル者
- 六 當該學科目ニ關シ中學校教員免許ヲ有スル者
- 七 外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者
- 八 外國ニ於テ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位若ハ卒業證書ヲ有スル者

ヲ有スル者

九 五年以上高等學校、專門學校又ハ之ニ準スヘキ學校ノ教員タリシ者

前項第九號專門學校ニ準スヘキ學校ハ文部大臣之ヲ指定ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 前條第一項第一號、第二號及第九號ニ該當スル者
- 二 高等師範學校專攻科若ハ之ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ外國ニ於テ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位又ハ卒業證書ヲ有スル者

第十一條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス
檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効ト

ス

第十二條 高等學校專攻科教員ニ付テハ免許狀ヲ要セス

公立及私立ノ高等學校ニ於テ專攻科教員ヲ採用セントスルトキハ擔任學科目本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 高等學校高等科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以内ヲ限り高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

第十四條 體操ニ關シテハ高等科教員免許狀ヲ要セス

第十五條 高等學校高等科ニ於テ體操ヲ擔任スル教員ハ第十三條ノ關係ニ付テハ高等科教員免許狀ヲ有スル者ト看做ス

第十六條 公立及私立ノ高等學校ニ於テ第十三條ノ規定ニ依リ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用セントスルトキハ擔任學科目本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
前項ノ規定ハ體操ヲ擔任スル教員ノ採用ニ關シ之ヲ準用ス

第十七條 高等學校尋常科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以内ヲ限り第三條ノ教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ後三年間ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十三條ノ制限ヲ超エ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用スルコトヲ得

本令施行前文部省直轄學校ノ勅任又ハ奏任ノ教官タリシ者ハ高等科教員免許狀ヲ有スル者ト看做ス

○大正三年勅令第二百二十四號

文部省直轄諸學校ノ教育ニ付功勞顯著ナル者ニハ文部大臣ノ奏請ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

○大正四年勅令第五百五十二號

帝國大學名譽教授及文部省直轄學校名譽教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

○大正十年勅令第二百二十三號(抄)

第一條 高等官官等俸給令別表第二表第一號第三表及第五表ニ依ル奏任文官ニシテ引續キ五年以上高等官三等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

第二條 判任文官ニシテ引續キ五年以上一級俸ヲ受ケテ在職シ事務練熟優等ナル者ハ特ニ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ待遇相等官等ハ高等官六等以下トス

第一項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ之ヲ主事ト稱ス

○文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル件(明治二十六年勅令第九十六號)

文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

○高等官官等俸給令(抄)

第一條 親任式ヲ以テ敍任スル官ヲ除クノ外高等官ヲ分テ九等トス親任式ヲ以テ敍任スル官及一等官二等官ヲ勅任トシ三等官乃至九等官ヲ奏任トス

第三條 高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル

第四條 初メテ高等文官ニ任セラルル者ノ官等ハ六等以下トス高等文官ニシテ退官シタル者再ヒ高等文官ニ任セラルル場合ニ於テハ其ノ官等ハ前官ノ官等以下トス但シ前官官等在職年數二年ヲ超エタル者ハ前官ノ官等ニ一等ヲ進ムルコトヲ得

前官ノ官等七等以下ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス陞シテ六等官ニ至ルコトヲ得

第五條 高等文官ノ官等ハ別ニ進級ノ例ヲ定メタルモノ及七等以下ノモノヲ除キ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ陞敍スルコトヲ得ス

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

文部省直轄	一級	五千二百圓
諸學校長	二級	四千八百圓
	三級	四千五百圓

第九條 勅任文官親任式ヲ以テ敘任スル文官ヲ除クニシテ五年以上其ノ官ノ最高俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナルモノニハ特ニ七百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規程ノ適用ニ付テハ勅任文官親任式ヲ以テ敘任スル文官ヲ除クノ在職年數ニシテ現官ノ最高俸額以上ノ俸給ヲ受ケタル年數ハ之ヲ現官ノ最高俸ヲ受ケタル在職年數ニ通算ス

前項ノ規程ニ依リ在職年數ヲ通算シ五年以上ニ及フ者ヲ勅任文官ニ任スル際ハ特ニ第一項ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

第九條ノ二 高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ニシテ三年以上高等官二等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ高等官一等ニ陞敘スルコト

ヲ得

前項ノ規程ノ適用ニ付テハ高等官一等又ハ高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ノ高等官二等以上ノ在職年數ハ之ヲ現官ノ高等官二等ノ在職年數ニ通算ス

前官高等官一等ノ勅任文官ニ在リタル者ヲ高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ニ任スル場合ニ於テハ特ニ高等官一等ニ敘スルコトヲ得

第十條 (第三項)文部省直轄諸學校教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ三十七人ヲ限リ高等官二等ニ陞敘スルコトヲ得但シ各校二人ヲ超ユルコトヲ得ス

(第一表)

文武高等官々等表 (抄)

勅任	奏	任
二等	三等	四等
文部省直轄諸學校長	同上	同上
文部省直轄諸學校	同上	同上
文部省直轄諸學校教授	同上	同上

(第四表) (抄)

官名	級	俸
文部省直轄諸學校長(奏任タルモノ)	一級	四、五〇〇
	二級	四、一〇〇
	三級	三、八〇〇
	四級	三、四〇〇
	五級	三、一〇〇
官名	級	俸
文部省直轄諸學校	一級	一、七〇〇
	二級	一、五〇〇
	三級	一、三〇〇
	四級	一、一〇〇
	五級	一、〇〇〇
	六級	九〇〇
	七級	八〇〇
	八級	七〇〇
	九級	六〇〇
	十級	五〇〇
	十一級	四〇〇
	十二級	三〇〇

○文部省直轄諸學校教官ノ俸給ノ支給ニ關スル件 (抄)

(第五表) (抄)

第一條 文部省直轄諸學校教官ノ俸給ハ其ノ授業ノ時間又ハ學科ノ難易輕重ニ依リ最低額以下ヲ給スルコトヲ得

第二條 文部省直轄諸學校教官ニシテ一校又ハ數校ノ教官ヲ兼任スルモノニハ本官及兼官ニ於ケル授業ノ時間又ハ學科ノ難易輕重ニ依リ其ノ俸給額ヲ分割シテ各學校ヨリ給スルコトヲ得

第三條 文部省直轄諸學校ノ囑託講師ニハ教官俸給額ノ中ヨリ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

○官吏服務紀律

(明治二十年七月三十日勅令第三十九號)

官吏服務紀律

第一條 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ

第二條 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但其命令ニ對

シ意見ヲ述ルコトヲ得

第三條 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉耻ヲ重シ貧汚ノ所爲アルヘカラ
ス

官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス威權ヲ濫用セス謹慎懇切ナルコトヲ務ム
ヘシ

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ
問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様
トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ祕密ニ就キ訊問
ヲ受クルトキハ本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス
第六條 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住
ノ地ヲ離ルルコトヲ得ス

第七條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業會社ノ社長又ハ
役員トナルコトヲ得ス

第八條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其職務ニ關シ慰勞又
ハ謝儀又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハス總テ他人
ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給並贈
遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條 左ニ掲ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ其饗燕ヲ
受クルコトヲ得ス

- 一 官廳ノ工事ヲ受負フ者
- 一 官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受クル者
- 一 官廳ノ補助金ヲ受クル起業者
- 一 官廳ノ用品ヲ調達スル者

一 官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條 凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハス所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 官吏竝ニ其ノ家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ直接ト間接トヲ問ハス商業ヲ營ムコトヲ得ス

第十二條 官吏ハ取引相場會社ノ社員タルコトヲ得ス及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ス

第十三條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第十四條 浪費シテ産ヲ破リ其分ニ應セサル負債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルヘシ

第十五條 官吏ハ私立郵船會社又ハ私立鐵道會社ヨリ無賃乘船無賃乘車切符ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條 凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域ノ内ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムヘシ若シ懲戒處分ヲ要スト認ルトキハ事狀ヲ具ヘテ之ヲ本屬長官ニ稟告スヘシ其情ヲ知り隠蔽シテ稟告セサル者亦過失タルコトヲ免レス

第十七條 本紀律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス
○官紀ノ振肅ニ關スル件 (大正六年五月二十五日內閣訓令第一號)

內閣組織以來政務ノ實蹟ニ徴シ官吏ノ氣風ヲ察スルニ官紀ノ弛張ニ關シテ遺憾ナキ能ハス特ニ意ヲ致ササルヘカラサルモノアルヲ思フ蓋是レ時運ノ然ラシムル所ナリト雖內閣ノ更迭頻次ニシテ官吏ヲシテ歸趨ニ惑ハシムルコトアルモ亦其ノ一因タラスムハアラス今ヤ歐洲戰役ノ影響全世界ニ波及シ其ノ關繫スル所獨政治上經濟上ニ止マラス思想上風教上ニ涉リテ誠ニ恐ルヘキモノアリ是ノ時ニ當リ政務ノ職司ニ在ル

者ハ須ク立國ノ大本ニ鑑ミ國體ノ尊崇スヘキヲ惟ヒ國情ヲ異ニスル海外ノ事例ニ羈サレシテ帝國憲法ノ根義ニ攷ヘ自重シテ適從スル所ヲ愆ラス紀律ヲ守リ一意奉公至誠君國ニ竭シ以テ國民ノ儀表タルヘシ官吏ノ宜ク履ムヘキ常經ニ至リテハ曾テ屢訓諭スル所アリト雖本大臣ハ内外ノ情勢ニ顧ミ官府ノ實狀ニ稽ヘ茲ニ重ネテ訓諭スル所アラムトス

一官吏タルノ本文ヲ恪守スル事

凡ソ官吏ハ天皇ノ任免シ給フ所ニシテ榮譽之ニ尙ワルナシ宜ク聖旨ヲ奉體シ職域ヲ踰エス事功ヲ擧ケテ責任ヲ全クシ上司ニ對シテハ服從ノ義務ヲ守リテ能ク其ノ意衷ヲ盡シ造次天皇ノ官吏タルニ念到シ報效ノ精神ヲ以テ盡忠匪躬ノ節ヲ致スヘシ

一官吏タルノ品位ヲ保ツ事

清廉鯁潔ニシテ且威嚴ノ犯スヘカラサルモノアルハ官吏ノ品位ヲ支持スル所以ナリ近時官吏ニシテ收賄橫領其ノ他破廉恥ノ罪過ニ問ハ

レテ刑辟ニ觸ルル者ナキニ非ス亦以テ官紀頹廢ノ一端ヲトスルニ足ル是レ最戒ムヘキ所タリ殊ニ舉世將ニ輕佻奢侈ノ風ニ趨ラムトスルノ狀アルニ方リ官吏タル者宜ク剛直質慤毅然トシテ守ル所アリ利ヲ見テ移ラサルノ士氣ヲ負ミ常ニ浮華ヲ戒メテ儉素己ニ充チ虔敬自ラ處リテ能ク威嚴ヲ保チ以テ社會風紀ノ肅清ニ任スルノ意氣アルヘシ

一繁縟ヲ省キ簡捷ニ就ク事

世事日ニ匆忙ヲ加フ疎漫曠怠ヲ容スヘキニ非ス平素事務ヲ處理スルコト忠實ニシテ且敏活ナラサルヘカラス抑繁ヲ去リ簡ニ就キ疾ニ決行シテ凝滯スルコトナク勤勉職ヲ奉シ懇切人ヲ遇スルハ則上意ヲ下達シ下情ヲ上達スル所以ナリ而テ覃思熟慮能ク審議ヲ遂ケ事ヲ苟モスルコトアルヘカラス既ニ上官ノ裁決ヲ仰キ後ニ至リテ更正ヲ請フカ如キハ斷シテ之ヲ避ケサルヘカラス

一公私ノ別ヲ明ニスル事

公務ヲ處理スルニハ私心ヲ挾ムヘカラス若公私ヲ混同シテ剖決ヲ二三ニシ一身ノ利害ヲ顧ミテ是非ヲ誤リ徒ニ一部ノ歡心ヲ求メテ其ノ好ム所ニ偏シ情實ニ泥ミ毀譽ニ拘ルコトアルニ至リテハ正邪ノ岐ル所之ヲ假借スルコトヲ得ス宜ク職司ノ重スヘキヲ思ヒ責任ノ輕カラサルニ省ミ服務規律ヲ嚴守シ中正不偏心ヲ虛クシテ時流ノ外ニ立ツヘシ

一 秩序ヲ正シクシ言議ヲ慎ミ機密ヲ保ツ事

官廳ノ組織ハ秩序アリテ始メテ統一ヲ見ル機密ノ外間ニ漏ルルモ亦秩序ノ紊ルルニ因ル抑秩序ハ人ニ由リテ之ヲ保タル而テ官吏ノ秩序ヲ保タムト欲セハ則先ツ銓敍ヲ慎ミテ尙恪勤ヲ勸メ放曠ヲ戒ムヘシ先任者ハ規矩ヲ示シテ後進者ヲ率キ後進者ハ準繩ヲ守リテ先任者ニ隨ヒ上下禮節ヲ尊ミテ相提撕シ協心戮力其ノ間實務ヲ習熟シテ專ラ治績ヲ舉クルコトニ勉メサルヘカラス萬一僚屬相嫉視シ排擠之レ事

トスルニ至ラハ秩序忽ニシテ斃ルヘシ且言議ヲ慎ミ機密ノ漏洩ヲ防ク能ハサルニ於テハ爲ニ紛糾ヲ釀シ事ノ重大ナルニ至リテハ施テ累ヲ國交ニ及ホスノ虞ナキニ非ス宜ク深ク互ニ戒慎シ井然タルノ秩序ノ下ニ政務ノ運用ヲ圓滑ニスヘシ

○ 綱紀ノ肅正ニ關スル件 (大正十三年六月二十四日內閣訓令號外)

方今ノ世局最モ人心ノ更新ヲ急トスルノ時ニ當リ積年ノ頽風ヲ一洗シ現下ノ沈滯ヲ決スルハ綱紀ノ肅正ニ待ツノ外ナシ綱紀ノ肅正ハ固ヨリ官民一致之ニ當ルヘキモノナリト雖官務ヲ奉スル者皆能ク率先シテ官紀ノ振肅ヲ實現シ進テ一般綱紀ノ肅正ニ資スルハ其ノ必要殊ニ緊切ナルヲ感ス

一 官吏服務ノ事タル夙ニ其ノ制アリト雖近時漸ク弛緩ノ狀ヲ呈シ往々ニシテ公正ヲ紊リ爲ニ刑辟ニ觸ルル者アリタルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘス官吏タル者ハ向後一層服務規律ヲ恪守シ身ヲ持スルコト端正廉潔以

テ官吏タルノ威信ヲ保持スヘシ

一凡ソ官吏ハ公器ニ參與ス宜シク心ヲ虚クシ私ヲ去リ至公至正以テ事ニ當ルヘキ者トス然ルニ或ハ親戚故舊又ハ同郷等ノ牽縁ニ依リ或ハ一黨一派ニ偏倚シ或ハ同僚ノ間ニ黨ヲ作り朋ヲ成シテ互ニ庇保引援シ動モスレハ條理ヲ枉ケ裁斷ヲ左右スルカ如キノ事ナシトセス向後官吏ハ情實ノ弊ヲ排シ公私ノ別ヲ明ニシ嚴正公平ノ地步ニ立チテ官務ニ執掌スヘシ

一官吏ハ誠實恪勤其ノ職ニ盡シ一意公ニ奉スルヲ念トセサルヘカラス然ルニ官吏ニシテ或ハ其職責ヲ重ンセス怠惰ニシテ緊張ヲ缺クカ如キハ最モ慎ムヘキ所ナリ向後執務ニ當リテハ心身ノ全力ヲ傾注シテ處務ヲ敏捷ナラシメ之カ改善ノ爲ニハ常ニ思索ヲ凝ラシ繁縛ヲ省キ簡明以テ實效ヲ收ムヘシ

一官吏ニシテ民間ト接觸スルコト多キ職司ニ在ル者ハ懇切鄭重ヲ旨ト

シテ一般ノ利便ヲ圖リ進歩シタル方今ノ世運ニ適應セムコトヲ勉ムヘシ

一官廳執務時間ノ制ハ一切處務ノ規準タリ特ニ出勤時間ハ其ノ第一規準タルヘキモノナルヲ以テ從來幾ヒカ之カ厲行ニ勉メタルコトアリシモ今尙正刻ニ後レテ登廳スル者少シトセス此ノ如キハ執務ノ能率ヲ減退セシメ殊ニ民間トノ交渉多キ官廳ノ如キ一般ノ之カ爲ニ蒙ル損失決シテ鮮少ナラサルヘシ今回官廳執務時間ニ改正ヲ加ヘタルハ一般官吏ヲシテ研究休養ノ餘裕アラシムルト共ニ一層出勤時間ヲ厲行シ執務能率ノ増進ヲ期スルニ外ナラス向後官吏ハ宜シク此ノ旨趣ヲ體シテ出勤時間ヲ嚴守スヘシ

以上舉クル所ハ固ヨリ官紀振肅ノ一端ニ外ナラスト雖之カ實效如何ハ關スル所極メテ大ナルモノアリ所屬ノ長官ハ特ニ意ヲ此ニ用キテ諸僚ヲ督勵シ戒慎以テ事ニ從ハシメ苟モ違フ者アラハ寛假スルナク能率増

進ノ實現ニ就テモ亦能ク適切ナル方途ヲ講シ一ニ振張刷新ノ實ヲ舉ケ進テ世局ニ一新生面ヲ開カシムルニ裨補スル所アルヘシ

五 生徒身體検査規程

○學生生徒兒童身體検査規程（抄）（大正九年文部省令第十六號）

第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得
監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ
學校醫ナキ場合又ハ學校醫カ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムル

コトヲ得

第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一 發育（身長、體重、胸圍、概評）
- 二 榮養
- 三 脊柱
- 四 視力及屈折狀態
- 五 色神
- 六 眼疾
- 七 聽力
- 八 耳疾
- 九 齒牙
- 十 其ノ他ノ疾病及異常
- 十一 監察ノ要否

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得

色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ匁ニ止ムヘシ
- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ
- 三 體量ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ

除去スヘシ

- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ
 - 五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス
 - 六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
 - 七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ニ區別シ彎ニ於テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス
 - 八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ
- 裸眼視力一、〇以上ナルヲ正視眼トス

屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ

弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ

九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ

十 聽力ハ其ノ障碍ノ有無ヲ検査スヘシ

十一 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ

十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ結核性疾患、腺病、助膜炎、心臟疾患及機能障碍、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大「ヘルニヤ」、神經衰弱、精神障碍ニ注意スヘシ

十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ但

シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス繼續的の監察ノ場合亦同シ

他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り文部省直轄學校長ニ在リテハ文部

大臣ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(身體検査票及統計表様式略ス)

○發育概評決定標準(抄)(大正九年文部省訓令第九號)

學生生徒兒童及幼兒ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

一、七年ヨリ十八年マテノ男子ハ被檢者ノ身長、體重、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ何レモ左記發育標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年年長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ當該セシテ一年年少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス

二十九年以上ノ男子ニアリテハ身長五尺三寸、體重十四貫三百匁、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ二、七〇以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セシテ身長五尺一寸八分、體重十三貫目身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ二、五

一 以上ナルヲ乙トシ、甲乙何レニモ該當セサルヲ丙トス

發育概評決定標準表 (抄)

十五年以下ヲ略ス

年 齡	身 長	男		身 長 ヲ除 シテ 體 重
		體 重	體 重	
十 六 年 年	五・〇 四	一 一・八 六〇	二・三 五	
十 七 年 年	五・一 八	一 二・八 五〇	二・四 八	
十 八 年 年	五・二 五	一 三・五 三〇	二・五 八	
十 九 年 年	五・二 九	一 四・〇 二〇	二・六 五	

六 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方(明治四十三年文部省訓令第十八號)

一 武裝携銃ノ場合

學校長及職員ハ全隊ノ右翼ニ指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ豫メ劔ヲ銃ニ裝セシメ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ中隊ノ右翼約十歩ニ近ツキタルトキ「捧銃」ノ

號令ニテ一齊ニ捧銃ヲナサシメ御車カ中隊ノ左翼約十歩ヲ過キタルトキ元ノ姿勢ニ復セシム
御車カ中隊ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

二 武裝セサル場合(女生徒ヲ含ム)

學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ指揮者ノ前ニ達シタルトキ「禮」ノ號令ニテ敬禮セシメ(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈シ御車ニ注目セシム)「直レ」ノ號令ニテ元ノ姿勢ニ復セシム
御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

七 徵兵ニ關スル法令

○徵兵令 (抄)

第十三條 左ニ掲クル者ニシテ陸軍豫備役後備役將校同相當官タルノ希望ヲ有スル滿十七歳以上二十一歳未滿ノ者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其現役中ノ食料被服裝具等ノ費用ハ自辨トス但シ費用ノ一部ヲ官給スルコトアルヘシ

第一 官立學校小學校及選科等ノ別科ヲ除ク 師範學校又ハ中學校ヲ卒業シタル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シ又ハ學校ノ課程ヲ修了シタル者

前項ニ掲クル學校ニ在學スル者ニシテ二十二歳未滿迄ニ卒業又ハ修了シ入營スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ

前項ニ依リ志願ヲ爲シタル者ハ卒業又ハ修了迄入營ヲ延期ス第二項ニ掲クル者滿二十二歳以上ニ非サレハ卒業又ハ修了シ入營スルコトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年志願兵ト稱ス

第二十三條 一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ修業年限三箇年以上ノ專門學校若クハ之ト同等以上ト認ムル學校又ハ高等學校ニ在學スルモノニ對シテハ本人ノ願ニ由リ其學校ノ修業年限ニ應シ滿二十七歳迄入營ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ爲ササルトキハ之ヲ徵集ス但シ滿二十一歳以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

○徵兵令ニ依ル一年志願兵ニ關スル學校ノ認定及其ノ入營延期ニ關スル件 (抄) (大正七年勅令第三百五十七號)

第一條 徵兵令第十三條第一項第二號ノ規定ニ依ル中學校ノ學科程度ト同等以上ノ學校ノ認定ハ陸軍大臣及文部大臣之ヲ爲ス

高等學校高等科第一學年又ハ修業年限三年ノ大學豫科第一學年ヲ修

了シタル者ハ徵兵令第十三條第一項第二號ニ規定スル中學校ノ學科程度ト同等以上ノ課程ヲ修了シタル者トス

第二條 徵兵令第二十三條第一項ノ規定ニ依ル一年志願兵ノ入營延期ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 中學校卒業ヲ入學程度トスル修業年限三年以上ノ官立學校若ハ公立私立專門學校ニ在學スル者高等學校ノ專攻科若ハ高等科ニ在學スル者又ハ大學豫科ニ在學スル者滿二十五歲迄

○一年志願兵及一年現役兵服役特例(抄)(大正十五年勅令第二百六十一號)

第一條 左ニ掲クル學校ヲ卒業シ且當該學校ノ配屬將校ニ於テ行フ教練ノ檢定ニ合格シタル者ニシテ一年志願兵トシテ服役スル者ハ在營概ネ十月ノ後歸休セシム但シ一年志願兵條例第三十二條ノ規定ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 高等學校

(以下略)

第二條 配屬將校ニ於テ行フ教練ノ檢定ニ合格シタル者ニシテ一年志願兵トシテ服役スル者ハ一年志願兵條例第十五條ノ規定ニ拘ラス左ノ區分ニ依リ進級セシム

- 一 前條ノ規定ニ依リ歸休セシメラルヘキ資格ヲ有スル者ハ入營後直ニ之ニ一等卒ヲ概ネ四月ノ後之ニ上等兵ヲ命シ概ネ六月ノ後之ヲ伍長ノ階級ニ進ム

- 二 前條ノ規定ニ依リ歸休セシメラルヘキ資格ナキ者(一年志願兵條例第三十二條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)ハ入營後概ネ二月ノ後之ニ一等卒ヲ概ネ六月ノ後之ニ上等兵ヲ命シ概ネ八月ノ後之ヲ伍長ノ階級ニ進ム

第三條 配屬將校ニ於テ行フ教練ノ檢定ニ合格シタル者ニシテ一年志願兵條例第二條第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ一年志願兵條例第

十六條ノ規定ニ拘ラス入營後概ネ三月ノ後之ニ主計生、軍醫生、藥劑生又ハ獸醫生ヲ命ス

前項ノ規定ニ該當スル者ヲ前條ノ規定ニ依リ伍長ノ階級ニ進ムル場合ニ於テハ主計生ニ在リテハ三等計手、軍醫生又ハ藥劑生ニ在リテハ三等看護長、獸醫生ニ在リテハ三等蹄鐵工長ノ階級トス

第四條 第一條ノ規定ニ依リ教練ノ檢定ニ合格シ歸休セシメラルヘキ資格ヲ有スル者ニ對シテハ在營概ネ九月ノ後一年志願兵條例第十九條ノ規定ニ準シ終末試験ヲ行フ

一年志願兵條例第二十條、第二十一條及第三十一條ノ規定ハ前項ノ終末試験ヲ受クル者ニ之ヲ準用ス

第五條 配屬將校ニ於テ行フ教練ノ檢定ニ合格シ當該學校ヲ卒業シタル者ニシテ一年志願兵條例第十九條又ハ前條ノ終末試験ニ及第シタル者ハ陸軍補充令第三十七條ニ規定スル勤務演習ニ之ヲ召集セス

前項ノ規定ニ該當スル者ヲ少尉同相當官ト爲スノ銓衡及其ノ任官ノ資格ニ關シテハ陸軍補充令第四十一條ノ規定ヲ準用ス

八 高等學校高等科學力檢定規程 (大正十年文部省訓令第三百三十六號)

第一條 高等學校高等科學力檢定試験ハ帝國大學々部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行ス

試験ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試験ハ高等學校高等科學卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ
高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ必修各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試験ヲ行フヘシ

第三條 試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ
既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ

證明書

族籍

何 某

何年何月生

校印

右ハ當校試験ノ成績ニ依リ高等學校高等科何科ノ卒業ト同等ノ學力
アルコトヲ證明ス

年 月 日

某高等學校長位勳氏

名印

附 則

大學豫科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

第四學則

第一章 總則

第一條 本校ニハ大正七年勅令第三百八十九號ニ基キ高等學校高等科
ヲ置ク

第二條 本校高等科ノ學科ハ大正八年文部省令第八號ニ依リ其ノ修業
年限ヲ三ヶ年トス

第二章 學科課程

第三條 高等科ヲ分チテ文科及理科トシ更ニ文科ヲ甲類、乙類及丙類ニ
分チ理科ヲ甲類及乙類ニ分ツ

第四條 前條甲類ハ英語ヲ第一外國語、乙類ハ獨語ヲ第一外國語、丙類ハ
佛語ヲ第一外國語トス

第五條 生徒ハ入學ノ初ニ於テ其ノ履修スヘキ第二外國語ヲ届出ツヘ
シ其ノ届出後ハ在學中廢止又ハ變更スルコトヲ得ス

第六條 第二外國語トシテノ佛語ハ當分之ヲ缺ク

第七條 文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

第八條 理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

第九條 文科ノ各學年ニ於ケル各類ノ學科課程及每週教授時數ハ左表ニ依ル(括弧ハ第二外國語ノ時數ヲ示ス)

學科目	第一學年			第二學年			第三學年		
	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類
獨語	(四)	一		(四)	一		(四)	一	
英語	九	(三)	(三)	八	(三)	(三)	八	(三)	(三)
國語及漢文	六	六	六	五	五	五	五	五	五
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第十條 理科ノ各學年ニ於ケル各類ノ學科課程及每週教授時數ハ左表ニ依ル(括弧ハ第二外國語時數ヲ示ス)

學科目	第一學年			第二學年			第三學年		
	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類
佛語			一			一			一
歷史	三	三	三	五	五	五	四	四	四
地理	二	二	二						
哲學概説							三	三	三
心理及論理				二	二	二	二	二	二
法制及經濟				二	二	二	二	二	二
數學	三	三	三						
自然科學	二	二	二	三	三	三			
體操	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	(三三)二九	(三四)三一	(三四)三一	(三三)二九	(三四)三一	(三四)三一	(三三)二八	(三三)三〇	(三三)三〇

學科目	學年別		第一學年		第二學年		第三學年	
	甲類	乙類	甲類	乙類	甲類	乙類	甲類	乙類
修身	一	一	一	一	一	一	一	一
國語及漢文	四	四	二	二	二	二	六	(三)
英語	八	(三)	六	(三)	九	(三)	六	(三)
獨語	(四)	一〇	(四)	九	(四)	九	(四)	九
數學	四	四	四	四	四	四	(二)四	(二)四
物理學			三	三	三	三	講義三五 實驗二五	講義三五 實驗二五
化學			三	三	三	三	講義三五 實驗二五	講義三五 實驗二五
植物及動物	二	二	二	二	二	二	講義三四 實驗三四	講義三四 實驗三四
礦物及地質	二	二						
心理			二		二			
法制及經濟	二	二						

圖畫	體操	計	
		(三二八)	(三三〇)
二	三	(三二八)	(三三〇)
二	三	(三二八)	(三三〇)
二	三	(三二八)	(三三〇)
二	三	(三二八)	(三三〇)
(一)	三	(三二八)	(三三〇)
(二)	三	(三二八)	(三三〇)

第三學年ニ於ケル數學(二)及圖畫(二)ト植物及動物(講義ニ實驗二)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシム

第十一條 第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトアルヘシ

第三章 學年、學期、式日及休業日

第十二條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十三條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期 四月一日ニ如マリ八月三十一日ニ終ル

第二學期 九月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三學期 翌年一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第十四條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

日曜日

大祭祝日

創立記念日 十一月八日

春季休業 三月十六日ヨリ四月八日ニ至ル

夏季休業 七月十五日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第十五條 一月一日、紀元節及天長節祝日ニハ拜賀式ヲ行フ

第四章 入學、退學、轉學

第十六條 入學ノ期ハ學年ノ始トス

第十七條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ體格
検査ニ合格シタル者ニ限ル

一、中學校第四學年ヲ修了シタル者

二、高等學校尋常科ヲ修了シタル者

三、高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

四、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

五、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

六、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等

以上ノ學力アリト指定シタル者

第十八條 入學ヲ出願セントスル者ハ本校ヨリ入學志願者名票ヲ受取

リ之ニ所要ノ事項ヲ記入シ檢定料金五圓及最近三ヶ月以内ニ撮影シ
タル寫眞ヲ添ヘ指定ノ期日マテニ本校ニ差出スヘシ

一旦納付シタル檢定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第十九條 入學志願者ノ數收容人員ニ超過シタル時ハ大正八年文部省
令第十四號ニ依リ入學者選抜試験ヲ行フ

- 第二十條 選拔試験ノ外國語ハ文科ニ在リテハ英語、獨語又ハ佛語ノ中理科ニ在リテハ英語、獨語ノ中志願者ニ於テ其ノ一ヲ選フコトヲ得
- 第二十一條 選拔試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ同一科内ニ限リ志望ノ類二種以上ヲ併セ指定スルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ
- 選拔試験ノ外國語ニ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類ニ限ル
- 第二十二條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ宣誓ヲナサシム
- 前項ノ宣誓ヲ拒ミタル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消ス
- 第二十三條 前條ノ宣誓ヲ了シタル者ハ指定ノ期日マテニ入學資格ヲ證明スヘキ書類、本校所定ノ履歷書及在學證書ニ入學料金參圓ヲ添ヘ差出スヘシ但シ指定期日迄ニ正當ノ事由ナクシテ此ノ手續ヲ了セサル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消ス

- 一旦納付シタル入學料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス
- 第二十四條 在學證書ノ保證人ハ父兄トス但シ父兄ナキトキハ保證ノ責ニ任シ得ヘキ者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第二十五條 生徒及保證人住所ヲ變更シ又ハ戶籍上ニ異動ヲ生シ或ハ改印シタル等ノコトアルトキハ速ニ届出ツヘシ
- 第二十六條 保證人死亡若クハ其他ノ事由ニヨリ保證人タルノ資格ヲ失ヒタルトキハ速ニ保證人變更ノ手續ヲナスヘシ
- 第二十七條 生徒疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ由リ授業ニ缺席スル者ハ其ノ事由ヲ具シ當日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ若シ疾病ノ爲メ連續缺席七日以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ
- 第二十八條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ由リ三ヶ月以上課業ニ就クコト能ハサル見込ノ者ハ該學年間休學ヲ出願スルコトヲ得
- 休學セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

但シ疾病ノ爲ニ休學セントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第二十九條 第二十八條ニヨリ休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初メヨリ原級ノ課程ヲ修メシム但シ學年ノ中途ニ於テ休學シタル事由止ミタルトキハ願ニ依リ原級ニ復セシムルコトアルヘシ

第三十條 現役ニ服シ若クハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間

ヲ休學トス服役滿期又ハ召集解除後ハ一ヶ月以内ニ原級ニ復スヘシ

第三十一條 休學ハ當該學年間ニ限り同一學年ニ於テハ一回トス但シ

前條ニ依ル休學ハ此ノ限ニ非ス

第三十二條 疾病又ハ事故ニ由リ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ

保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ノタメ退學セントスルトキ

ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十三條 願ニ依リ退學シタル者一ケ年以内ニ於テ再入學ヲ願出テタル時ハ原級ニ限り詮議ノ上許可スルコトアルヘシ但シ第一學年ニ

於テハ此ノ限ニアラス

第三十四條 他ノ高等學校高等科生徒ハ本校ニ轉學スルコトヲ得ス

第三十五條 生徒ハ他ノ高等學校高等科ニ轉學スルコトヲ得ス

第三十六條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他ノ學校ニ入學

志願ノ手續ヲナスコトヲ得ス

第三十七條 他ノ學校ノ選抜試験ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ

保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三十八條 生徒ハ入學後ニ於テ其ノ科ヲ變更スルコトヲ得ス但シ第

十九條ノ選抜試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ此限ニアラス

科ヲ變更センカ爲ニ第十九條ノ選抜試験ヲ受ケムトスル者ハ豫メ學

校長ノ許可ヲ受ケ第十八條ノ手續ヲナスヘシ

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退學セシム

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引續キ一箇年以上缺席シタル者但シ休學ノ期間ハ缺席日數ニ算入セス

四、無届缺席引續キ三十日以上ニ亘ル者

五、出席常ナラサル者

六、授業料ノ滞納二十日ニ及フモノ

七、二回引續同一學年ニ止マル者但シ兵役ニ因ル場合ハ此ノ限ニアラス

八、第三十七條ノ手續ヲナサスシテ他學校ノ選抜試験ヲ受ケタル者

第四十條 退學ニ關シテハ前條規定ノ外臨機ノ處分ヲナスコトアルヘシ

第五章 試業、進級及卒業

第四十一條 各學期末ニ於テ其ノ履修シタル課業ニ就キ試業ヲ行ヒ學

業成績ヲ定ム但シ平素ノ成績ニヨリ評點ヲ定メ得ル科目ニ限リ試業ヲ行ハサルコトヲ得

第四十二條 試業ニ缺席シタル者ニ對シテハ更ニ之ヲ行ハス但シ缺席ノ事由正當ナル者ニ限リ平素ノ成績勤惰ヲ參酌シテ認定點ヲ與フルコトアルヘシ

第四十三條 每學年末ニ於テ各學期ノ學業成績ト平素ノ操行勤惰ヲ考查シテ學年成績ヲ定ム

第四十四條 進級又ハ卒業ハ學年成績考查規程ニ依リ之ヲ決ス學年成績考查規程ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 進級又ハ卒業セサル者ハ次學年ノ始ヨリ再ヒ原級ノ全科目ヲ履修セシム

第四十六條 所定ノ課程ヲ履修シテ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス其書式左ノ如シ

卒業證

道府縣

校印

氏

名

年月生

本校ニ於テ高等科文(理)科甲(乙)丙類ノ學科ヲ履修シ正ニ其業ヲ卒ヘタ
リ仍テ之ヲ證ス

年 月 日

福岡高等學校長位勳爵 氏

名印

番 號

第六章 懲 戒

第四十七條 校規風紀ヲ紊リ其ノ他生徒ノ本分ニ背戻スル者ハ之ヲ懲
戒ス

第四十八條 懲戒ハ戒飭停學及放校トス

戒飭ハ訓戒シテ將來ヲ改メシメ停學ハ登校ヲ停止シテ反省セシメ放
校ハ學校ヲ放逐ス

第七章 授業料

第四十九條 授業料ハ一學年金六拾五圓トス

第五十條 授業料ハ一學年分ヲ左ノ二期ニ分チ之ヲ納付セシム

第一期 自四月一日起至九月三十日分 金參拾圓

當學年四月十一日ヨリ四月十七日迄ニ納付

第二期 自十月一日起至翌年三月三十一日分 金參拾五圓

當學年十月一日ヨリ十月七日迄ニ納付

途中退學スル者ニ對シテハ其ノ期分全額ヲ徵收ス

第五十一條 操行學業共ニ優良ニシテ生徒ノ模範タルヘキ者ハ特ニ授
業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十二條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第五十三條 授業料ハ缺席休學又ハ停學等ノ爲ニ免除スルコトナシ

但シ第三十條ニ依リ兵役ニ服スル爲休學シタルモノハ此限ニアラス

第五十四條 第三十三條ニヨリ再入學ヲ許可セラレタル者及兵役ニ服

スル爲休學シタル者復校シタルトキハ其ノ當月ヨリ授業料ヲ徴收ス

但シ此ノ場合ニ限リ月額ヲ金六圓トシ年額六拾五圓ヲ超過スルコト

ナシ

第五十五條 授業料ノ滞納七日以上ニ及フトキハ登校ヲ停止ス

第八章 圖書及器械標本

第五十六條 圖書ヲ閱覽セシムル爲圖書室ヲ設ク

第五十七條 本校所屬ノ圖書ハ特別ノ規定ニ依ルモノノ外總テ之ヲ書

庫ニ藏置ス

第五十八條 本校職員生徒及其ノ他特ニ學校長ノ許可ヲ得タル者ニ限

リ所定ノ手續ヲ經テ本校圖書ヲ借覽スルコトヲ得但シ授業上、研究上
又ハ事務上必要ニシテ特ニ許可ヲ得タル場合ノ外ハ圖書室ヨリ搬出
スルコトヲ得ス

第五十九條 本校所屬ノ學術用器械標本類ハ各所屬教室ニ備付ケ所定
ノ場所外ニ搬出スルコトヲ得ス但シ授業上、研究上又ハ事務上必要ナ
ル場合ニ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニアラス

第六十條 圖書及器械標本類ノ使用規程ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第九章 服制

第六十一條 生徒ハ本校所定ノ制服ヲ着用スヘシ

第六十二條 服制及服裝規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 寄宿寮

第六十三條 寄宿寮ハ本校ノ教育ト相俟チテ生徒ヲ訓育スル所トス

第六十四條 生徒ハ自宅通學者ヲ除ク外凡テ寄宿寮ニ入ルヘキモノト

ス但シ特別ノ事情アル者ニ限り審査ノ上通學ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十五條 寄宿寮ニ入ルヘキ者ノ數收容人員ニ超過スルトキハ若干名ヲ限り通學ヲ命スルコトアルヘシ

第六十六條 寄宿寮ハ每學年ノ始メニ開キ其終リニ閉ツ

第六十七條 寄宿料ハ一學年金貳拾圓トス

第六十八條 寄宿料ハ之ヲ左ノ三期ニ分チ之ヲ分納セシム

第一期 自四月一日至七月卅一日 金 七 圓

第二期 自九月一日至十二月卅一日 金 七 圓

第三期 自一月一日至三月卅一日 金 六 圓

寄宿料徴收期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

各期ノ中途ニ於テ入寮シタル者ハ一ヶ月金貳圓ノ割ニテ納付スルモノトス但シ其ノ期分全額ヲ超過スルコトナシ

中途退寮スル者ハ其ノ期分全額ヲ徴收ス

第六十九條 既納ノ寄宿料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第七十條 寄宿寮食費ハ毎月定日内ニ支拂フヘシ但シ食費及其支拂期日ハ別ニ之ヲ定ム

第七十一條 寄宿料、寄宿寮食費ノ滯納又ハ未拂二十日以上ニ及フ者ハ

第三十九條ニ準シ之ヲ處分ス

附 則

大正十三年度迄ニ入學シタル生徒ニ對シテハ第四十九條ノ授業料額ヲ金五拾圓第五十條ノ第一期分及第二期分ヲ各金貳拾五圓第五十四條ノ月割額ヲ金五圓トシ年額ヲ五拾圓トス

第五 生徒心得

三 綱 領

- 一、自由自治の眞髓を了得し立憲國民の模範たらんことを念とすべし
- 一、醇正質直にして自強息まざるの美風を作興せんことを期すべし
- 一、心身を鍛鍊して平素快活に世に處せんことを力むべし

第一章 總 則

- 第一條 本校生徒タルモノハ本校ノ規則ハ勿論告示及命令ヲ遵守シ堅ク其本分ヲ守リテ國士タルノ品位ヲ維持センコトヲ努ムヘシ
- 第二條 本校生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ脱帽シテ敬禮スヘシ
- 第三條 本校生徒ハ風紀ヲ紊ス虞アル場所へ一切立入ルヘカラス
- 第四條 常ニ衛生ニ注意シ身體ハ勿論其ノ環境ヲ清潔ニ保ツヘシ
- 第五條 公德ヲ尊ヒ公物公器ヲ叮嚀ニ取扱フヘシ

此精神ニ反スルモノハ情狀ニヨリテ相當處分スルコトアルヘシ

第六條 告示ハ所定ノ場所ニ掲示シタル以上ハ周知シタルモノト見做ス

第七條 喫煙及食事ハ校内所定ノ場所ニテナスヘシ

第八條 法定ノ年齢ニ達スルマテハ飲酒及喫煙スヘカラス

第九條 生徒父兄保證人又ハ之ニ代ハルモノニシテ身分又ハ宿所ニ異動ヲ生シタルトキハ速カニ届出ツヘシ

第二章 服 装

第十條 登校ニハ必ス規定ノ服制ヲ遵守スヘシ

已ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スル能ハサルトキハ始業前生徒課ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

前項ノ手續ヲ了セサルモノハ缺席者トシテ之ヲ取扱フ

第十一條 外出ノ際ハ制帽及制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

第十二條 新ニ入學セル生徒ハ三週間制服ヲ着用セサルコトヲ得

第十三條 略帽及略服ハ五月一日ヨリ十月二十日マテ之ヲ着用スルコトヲ得但シ體操ノ課業又ハ儀式其他特ニ示達シタル場合ニハ必ス正帽ヲ着用スヘシ

第十四條 儀式及体操ニ於テ指定ノ服裝ヲ遵守セサルトキハ缺席者トシテ之ヲ取扱フ

第十五條 病氣ノトキノ外ハ襟卷ヲ用フヘカラス

第十六條 登校ノ際ハ靴ヲ使用スヘシ但シ雨天又ハ已ムヲ得サルトキハ此限リニアラス

校舎内ニ於テハ靴ヲ使用セサルコトヲ得但シ上靴、ゴム又ハ革製履物ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

第三章 授業

第十七條 始業ノ號報後ハ直チニ各自ノ位置ニ着キ教官ノ臨場ヲ俟ツ

ヘシ

第十八條 教室ニ在リテハ必ス脱帽スヘシ

第十九條 教室ニ於テハ常ニ各自ノ定席ニ着クヘシ

第二十條 教室ニ在リテハ授業中ハ勿論休憩時中ト雖常ニ靜肅ヲ念トスヘシ

第二十一條 授業ノ始及終ニハ必ス教官ニ對シ敬禮スヘシ

第二十二條 教官ノ許可ナクシテ授業中教室外ニ出ツルコトヲ得ス

第二十三條 教室内ニテハ授業上必需品ノミヲ所持スヘシ

第二十四條 教官ノ休講又ハ特別ノ事情ニヨリ臨時ニ時間割ノ變更ヲ希望スルトキハ組長ヨリ教務課ニ申出テ其指揮ヲ受クヘシ

第二十五條 擔任教官定刻ニ至ルモ臨場セサルトキハ教務課ニ就キ其指揮ヲ受クヘシ決シテ隨意ニ退散スルコトヲ得ス

第四章 缺席、缺課、遲刻

第二十六條 缺席缺課又ハ遅刻早退シタルトキハ其當日ヨリ三日以内

(休日ヲ除ク)ニ其事由ヲ具シ生徒課ニ届出ツヘシ

病氣缺席一週間以上ニ亘ルモノ又ハ病氣ノ爲定期ノ試験ニ缺席シタルモノハ必ス醫師ノ診断書ヲ添付シテ届出ツヘシ

病氣以外ノ事由ニ依リ缺席一週間以上ニ及フトキ又ハ定期ノ試験ニ缺席シタルトキハ保證人連署ヲ以テ届出ツヘシ

第二十七條 定期ノ試験ニ遅刻スルコト十分ニ及フトキハ受験セシメス

第二十八條 近親ノ喪ニ丁ルトキハ親等ヲ詳ニシテ届出テタルモノニ限リ左ノ日數内ハ忌引トシテ取扱フ

父母ノ喪 七日

祖父母ノ喪 五日

兄弟姉妹ノ喪 五日

曾祖父母又ハ伯叔父母ノ喪 三日

第二十九條 疾病ノ爲メ休學セントスル者ハ醫師ノ診断書ヲ添へ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三十條 現役ニ服シ若クハ召集ニ應スル者ハ詳細ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

第五章 掲示、集會、印刷物

第三十一條 掲示ヲナサントスルトキハ豫メ生徒監ノ承認ヲ受クヘシ
校友會各部ノ掲示ハ當該部長ノ許可ヲ受ケタル後前項ノ手續ヲナスヘシ

第三十二條 掲示ハ必ス所定ノ場所ニ之ヲナスヘシ

第三十三條 集會及印刷物ニ關シテハ左ノ各項ノ規定ニ依ルヘシ

一、集會ヲナサントスルトキハ必ス其代表者ヲ定メ目的、種類、日時、場所等ヲ具シテ豫メ生徒監ノ認可ヲ受クヘシ但シ校舍ヲ使用セントス

ルトキハ教務課長ノ承認ヲ經ヘシ

二、定期ノ集會、學術、運動等ノ會ヲ創設セントスルトキハ生徒監ニ願出ツヘシ之ヲ解散シタルトキモ亦同シ

三、集會ハ休日若ハ放課後ニ於テ之ヲ開クヘシ

四、何等ノ名目ニ拘ラス料金ヲ徴收スル會合ニハ一切參加スルコトヲ得ス

五、雜誌新聞等ヲ發刊スルコトヲ得ス但シ會員組織ニ依ル非賣品ハ此限リニアラス前項但書ノ場合ニハ必ス其一部ヲ配付前生徒課ニ納本スヘシ

六、印刷物ヲ配付セントスルトキハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

第六章 通學及宿所

第三十四條 通學生徒ハ異動ノ有無ニ拘ラス每學期ノ始ニ於テ本校所定ノ用紙ニ宿所ニ關スル事項ヲ認メ主任教官ヲ經テ生徒課ニ差出ス

ヘシ

第三十五條 通學生徒ハ宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ更ニ前條ノ手續ヲナスヘシ

第三十六條 通學生徒ハ寮務係ノ許可ナクシテ寄宿寮内ニ出入スルコトヲ得ス

在寮生徒ニ面會セントスル時ハ必ス指定ノ場所ニ於テ之ヲナスヘシ
第三十七條 宿所ヲ不適當ト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトアルヘシ

第七章 圖書閱覽

第三十八條 本校所藏ノ圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ閱覽用紙ニ必要ノ事項ヲ記入シ係員ニ差出スヘシ

第三十九條 圖書ノ閱覽ヲ了ヘタルトキハ直ニ返納スヘシ

第四十條 閱覽ノ圖書ハ之ヲ他ニ轉貸スルコトヲ得ス

第四十一條 閱覽ノ圖書ハ閱覽室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第四十二條 一時ニ借覽スル圖書ハ洋書四冊又ハ和漢書十冊以下トス
若シ兩種ニ亘ルトキハ各々其ノ半數トス

第四十三條 閱覽室ニ入ルトキハ制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

第四十四條 室内ニ在リテハ容儀ヲ正シクシ靜肅ヲ旨トスヘシ

第四十五條 圖書ハ鄭重ニ取扱フヘシ若シ汚損シタルトキハ速ニ係員
ニ届出テ指揮ヲ俟ツヘシ

第六細則

一 成績考查規程

第一條 學業成績ヲ考查スル爲各學科目ニ就キテ試業ヲ行フ但シ平常
ノ成績ニヨリ學業成績ヲ定メ得ル學科目ニ限り特ニ學校長ノ認可ヲ
經テ試業ヲ行ハサルコトヲ得

第二條 試業ハ學期試験及臨時試験ノ二種トス

第三條 學期試験ハ各學期末ニ豫メ日時ヲ定メテ之ヲ行ヒ臨時試験ハ
擔任教官ノ必要ト認ムルトキ平常ノ授業時間ニ於テ臨機之ヲ行フ

第四條 學期試験ハ當該學期中又ハ必要ト認ムルトキハ以前ノ學期中
ニ履修シタル學業ニ就キテ之ヲ行ヒ臨時試験ハ當該學期中ニ履修シ
タルトコロニ就キテ之ヲ行フ

第五條 學業成績ハ各學科目ノ學期試験成績ト當該學期ニ於ケル平常
成績ヲ考查シ且平常ノ勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第六條 學業成績ハ之ヲ學期成績、學年成績及卒業成績ニ分ツ

第七條 學業成績ハ總テ各學科目ノ評點及其ノ平均評點ヲ以テ之ヲ示ス

第八條 各學科目ノ評點ハ一百ヲ以テ滿點トシ六十以上ヲ合格點トス但シ學科目ニヨリテハ同一學科目ヲ二科以上ニ分チテ評點ヲ付スルコトアルヘシ

第九條 學年評點ハ各學科目ノ各學期評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

第十條 卒業評點ハ第一學年評點總計ノ二倍、第二學年評點總計ノ三倍及第三學年評點總計ノ五倍ノ和ヲ以テ定ム

第十一條 學期試験ニ缺席シタル學科目ニ對シテハ更ニ試験ヲ行ハス該學科目ノ試験評點ヲ零トス但シ缺席ノ事由正當ト認メタル者ニ限リ擔任教官ノ見込ニヨリ平常ノ成績ト勤惰トヲ參酌シテ他ノ學期ニ於ケル該學科目評點ノ五分ノ三以内ノ認定點ヲ付スルコトアルヘシ

第十二條 正當ノ事由ニヨリ臨時試験ニ缺席シタルモノハ當該學期試験評點ノ五分ノ三以内ノ認定點ヲ付スルコトアルヘシ

第十三條 同一學年ニ於テ二回以上同一學科目ノ學期試験ニ缺席シタル者ハ特別ノ詮議ニヨル場合ノ外進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

一、總學科目ノ學年評點平均六十ニ滿タサルトキ

二、一學科目ノ學年評點五十ニ滿タサルトキ但シ該學科目ノ學年評點四十以上ニシテ其學期評點一回六十以上ナルトキハ及第トス

三、二學科目ノ學年評點四十臺ナルトキ但シ總學科目ノ學年評點六十以上ニシテ當該二學科目トモ學期評點各一回ハ六十以上ナルトキハ及第セシムルコトアルヘシ

四、三學科目以上ノ學年評點五十未滿ノトキ

五、學年評點五十臺二學科目四十臺一學科目ノトキ

六、學年評點五十毫ノ學科目數全學科目數ノ三分ノ一ヲ越ユルトキ

第十五條 前條ニ據ル外平常ノ行狀、缺席日數、度數及學業進步ノ狀況等ヲ參酌シテ進級又ハ卒業ヲ判定スルコトアルヘシ

第十六條 各學年ノ席次ハ學年總點ニヨリ卒業席次ハ卒業評點ニヨリテ之ヲ定ム但シ特別ノ詮議ニヨリテ進級又ハ卒業シタルモノ及原級ニ留マルモノノ席次ハ此限ニ非ス

二 校務分掌規程

第一條 校務ヲ分チテ教育部及事務部トス

一 教育部

第二條 教育部ハ教頭、生徒監、生徒監補佐、教官、學科主任及學級主任ヲ以テ組織ス

第三條 教頭ハ教授中ヨリ學校長之ヲ命シ學校長ノ指揮ヲ承ケ教育部ニ關スル一切ノ事項ヲ總理ス

第四條 生徒監ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ訓育ニ關スル事項ヲ主掌ス

生徒監ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第四條ノ二 生徒監ヲ補助スル爲メ生徒監補佐ヲ置ク事ヲ得

生徒監補佐ハ教官中ヨリ學校長之ヲ命ス

第五條 教官ハ學科ノ教授及生徒ノ訓育ヲ擔任ス

第六條 二名以上ノ教官ノ分擔スル學科ニ學科主任ヲ置キ當該學科ノ擔任教官中ヨリ學校長之ヲ命ス

第七條 學科主任ノ掌理スヘキ事務概ネ左ノ如シ

一、當該學科教授要目ニ關スルコト

二、當該學科教授ノ統一聯絡ニ關スルコト

三、教科用圖書ノ選定ニ關スルコト

四、教授分擔ニ關スルコト

五、當該學科特別教室ノ整理ニ關スルコト

- 六、教授ニ必要ナル參考用圖書、器具、機械、標本、藥品等ヲ調査スルコト
 - 七、必要ニ應シ當該學科關係教官ノ協議會ヲ召集スルコト
 - 八、其他當該學科ニ關スルコト
- 教官一名ヲ以テ擔任スル學科ニ在リテハ其教官ニ於テ學科主任ノ事務ヲ掌理スルモノトス
- 第八條 各組ニ組主任ヲ置キ每學年ノ始ニ於テ教官中ヨリ學校長之ヲ命ス
- 第九條 組主任ハ學校長及教頭ノ指揮ヲ承ケ常ニ生徒監ト聯絡ヲ保チテ特ニ其擔當組生徒ノ監督指導ニ任ス
- 第十條 組主任ノ擔當スヘキ事項概ネ左ノ如シ
- 一、組生徒ノ風紀ニ關スルコト
 - 二、組生徒ノ勤怠操行及健康ニ關スルコト
 - 三、組生徒ノ督勵訓戒ニ關スルコト

- 四、組生徒ノ學業成績ニ關スルコト
 - 五、組教室ノ整理ニ關スルコト
 - 六、其他組ニ關スルコト
- 二 事務部
- 第十一條 事務部ニ教務課、生徒課、圖書課、庶務課及會計課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム
- 第十二條 各分課ニ課長ヲ置キ教官中ヨリ學校長之ヲ命ス但シ會計課ハ此ノ限リニアラス
- 第十三條 各課長及會計主任ハ學校長ノ命ヲ承ケ所屬職員ヲ率キ分掌事務ノ整理ニ任セシム
- 第十四條 各課所屬ノ職員ハ課長又ハ主任ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 第十五條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、學科課程及授業要目ニ關スルコト

- 二、 授業時間割ニ關スルコト
- 三、 教官ノ分擔配當ニ關スルコト
- 四、 學級ノ編成ニ關スルコト
- 五、 教科用圖書ニ關スルコト
- 六、 授業上ノ設備ニ關スルコト
- 七、 授業及休業ニ關スルコト
- 八、 成績考查、進級及卒業ニ關スルコト
- 九、 生徒募集及入學ニ關スルコト
- 十、 選抜試験ニ關スルコト
- 十一、 生徒ノ大學進入ニ關スルコト
- 十二、 生徒ノ成績證明ニ關スルコト
- 十三、 組主任及組長ニ關スルコト
- 十四、 教官會議ニ關スルコト

- 十五、 教務上ノ諸揭示ニ關スルコト
- 十六、 教務上ノ文書ノ起案受授及保管ニ關スルコト
- 十七、 教務上ノ統計ニ關スルコト
- 十八、 參觀人取扱ニ關スルコト
- 十九、 授業終始ノ信號ニ關スルコト
- 二十、 教室及教官室ニ關スルコト

第十六條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、 生徒ノ訓育及風紀ニ關スルコト
- 二、 生徒ノ勤惰ニ關スルコト
- 三、 生徒ノ監督、訓戒及懲戒ニ關スルコト
- 四、 生徒ノ體育、運動、衛生及體格検査ニ關スルコト
- 五、 退學、休學其他生徒ノ事故ニ關スルコト
- 六、 生徒ニ係ル統計ニ關スルコト

- 七、生徒ノ願伺届ニ關スルコト
- 八、生徒ノ集會及揭示ニ關スルコト
- 九、生徒控所ニ關スルコト
- 十、寄宿寮ノ管理及警備ニ關スルコト
- 十一、寄宿寮宿直ニ關スルコト
- 十二、生徒ノ入寮、退寮及通學ニ關スルコト
- 十三、生徒ノ學資ニ關スルコト
- 十四、修學旅行ニ關スルコト
- 十五、生徒課ニ係ル文書ノ起案受授及保管ニ關スルコト
- 十六、生徒課指定ノ商人取締ニ關スルコト
- 第十七條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、圖書ノ監守、保管、整理及出納ニ關スルコト
 - 二、圖書購入ノ請求ニ關スルコト

- 三、圖書印ノ保管ニ關スルコト
- 四、書庫及圖書閱覽室ノ整理取締ニ關スルコト
- 五、圖書目錄ノ編纂及整理ニ關スルコト
- 六、圖書課ニ係ル文書ノ起案、受授及保管ニ關スルコト
- 七、新聞雜誌年報一覽ノ整理保管及出納ニ關スルコト
- 八、其他圖書ニ關スル一切ノコト
- 第十八條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト
 - 二、學校長ノ官印及校印ノ管守ニ關スルコト
 - 三、儀式ニ關スルコト
 - 四、命令示達ニ關スルコト
 - 五、公文書ノ處理ニ關スルコト
 - 六、統計報告一覽諸記録ニ關スルコト

- 七、 規程ノ制定及改廢ニ關スルコト
 - 八、 職員ノ進退身分及服務ニ關スルコト
 - 九、 傭外國人ニ關スルコト
 - 十、 宿直ニ關スルコト
 - 十一、 在學證明ニ關スルコト
 - 十二、 卒業證書及卒業生ニ關スルコト
 - 十三、 學籍簿ニ關スルコト
 - 十四、 評議員會ニ關スルコト
 - 十五、 寄贈ニ關スルコト
 - 十六、 庶務課ニ係ル文書ノ起案整理保存ニ關スルコト
 - 十七、 他ノ分課ニ屬セサル一切ノコト
- 第十九條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、 歳入歳出豫算及決算ニ關スルコト

- 二、 官有財産及資金ノ保管ニ關スルコト
 - 三、 金錢ノ收支保管ニ關スルコト
 - 四、 物品ノ購入及修理ニ關スルコト
 - 五、 物品ノ出納保管及不用物品ノ處分ニ關スルコト
 - 六、 警備ニ關スルコト
 - 七、 營繕ニ關スルコト
 - 八、 電話電燈瓦斯給水及煖房ニ關スルコト
 - 九、 校舍内外ノ清潔及掃除ニ關スルコト
 - 十、 會計課ニ係ル文書ノ起案整理及保存ニ關スルコト
 - 十一、 出入商人ノ取締ニ關スルコト
 - 十二、 傭人ニ關スルコト
 - 十三、 其他會計ニ關スル一切ノコト
- 第二十條 各課ノ主掌事務ニシテ他課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ

第二十一條 各課所屬ノ職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他課ノ事務ヲ補助スヘシ

第二十二條 各課ニ於テハ特ニ必要ト認メタルトキハ學校長ノ許可ヲ得テ係ヲ置キ分課事務ノ一部ヲ掌理セシムルコトヲ得

三 會議規程

第一條 會議ヲ分チテ教官會、評議員會トス

第二條 教官會ハ學校長ノ諮問ニ應シ學科課程、成績考查其ノ他教育ニ關シ學校長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議ス

第三條 教官會ハ教授、配屬將校、助教授及講師ヲ以テ組織ス必要アルトキハ臨時他ノ職員ヲ加フルコトアルヘシ

第四條 評議員會ハ學校長ノ諮問ニ應シ校務ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

第五條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員ハ教頭、各課長及生徒監並ニ教官ノ選舉シタル教授若干名ニ就キ學校長之ヲ命ス

必要アルトキハ臨時他ノ職員ヲ加フルコトアルヘシ

第六條 教官ノ選舉シタル評議員ノ任期ハ一學年間トス但シ再選ヲ妨ケス

四 服務規程

第一章 教官ノ服務

第一條 本規程ニ於テ教官ト稱スルハ教授、助教授、講師及雇外國人教師ヲ云フ

第二條 教官ハ學校長ノ命ニヨリ學科ヲ担任シ教育ニ就キ其責ニ任ス

第三條 教官ハ學校長ノ命アルトキハ校務分掌規程ニ掲ケタル事務ニ従事スヘシ

第四條 教官ハ學校長ノ命アルトキハ入學者選抜試驗、高等學校高等科

學力檢定試験等臨時ノ事務ニ従事スヘシ

第五條 教官ハ教育其他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ學校長ニ具申スヘシ

第六條 教官ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ従事スルコトヲ得ス

第七條 第十條乃至第十八條ノ規程ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第八條 書記及雇員ハ學校長ノ命ニ依リ課長又ハ會計主任ノ指揮ヲ受ケ各分課事務ニ従事スヘシ

事務繁劇ナルトキ又ハ緊急處理ヲ要スルモノアルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖執務スヘシ

第九條 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ宿直ニ服スヘシ

第十條 疾病其他ノ事故ニヨリ出勤スル能ハサルトキハ當日執務時間

前ニ事由ヲ具シ届出ツヘシ若シ病氣缺勤一週間以上ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

父母ノ祭日ニ就キ缺勤セントスルモノハ其前日ニ届出ツヘシ

第十一條 執務時間中發病其他ノ事故ニヨリ退出セントスルトキハ課長又ハ主任ニ申出ツヘシ

第十二條 親族ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキハ其親族關係ヲ明記シ届出ツヘシ

第十三條 轉地療養、父母ノ病氣ノ看護又ハ父母ノ墓參ノ爲請暇セントスル者ハ日限及旅行先ヲ記シ許可ヲ受クヘシ、轉地療養ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十四條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發及歸任ノ際其旨ヲ届出テ且歸任後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十五條 休暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ

第十六條 新任者ハ遲滯ナク住所ヲ届出ツヘシ爾後住所ヲ轉シタルトキ亦同シ

第十七條 官廳其他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其事項履歷上ニ關係アルモノハ其都度届出ツヘシ

第十八條 轉任免官休職等ノ際又ハ各課事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第三章 校醫ノ服務

第十九條 校醫ハ學校長ノ命ヲ承ケ左ノ職務ニ従事ス

- 一、生徒ノ疾病治療及診斷書作成
- 二、生徒及入學志望者ノ身體検査
- 三、其他學校衛生ニ關スル事項

第二十條 校醫ハ每週三回以上出校シ一定ノ時限服務スヘシ

若シ急患者アルトキハ何時ニテモ出校スヘシ

病氣其他ノ事故アリテ出校シ難キトキハ相當ノ代人ヲ出校セシムルコトヲ得

第二十一條 校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ學校長ニ意見ヲ具申スヘシ

五 圖書規程

第一條 本校所藏ノ圖書ハ圖書課員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第二條 授業上研究上又ハ事務上日常必要ナル圖書ニ限リ之ヲ校長室、教官室、特別教室、圖書閱覽室又ハ事務室ニ備付クルコトヲ得但シ此場合ハ當該學科又ハ事務担任者ニ於テ其保管ノ責ニ任スルモノトス

第三條 前條備付ノ圖書ハ之ヲ室外ニ搬出スルコトヲ得ス

第四條 教官及圖書課長ハ授業又ハ生徒ノ修養ニ必要ト認メタル圖書

- ノ購入ヲ請求スルコトヲ得但シ學科主任ヲ置ク學科ニアリテハ當該學科主任ヲ經テ其ノ手續ヲナスヘシ
- 第五條 圖書ノ購入ヲ請求セントスルトキハ所定ノ請求簿ニ必要ノ事項ヲ記入シ之ヲ圖書課ニ差出スヘシ
- 第六條 寄贈又ハ購入ノ圖書ハ圖書課ニ於テ本校圖書ニ編入ノ手續ヲ了スルマテ使用スルコトヲ得ス
- 第七條 教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得
- 第八條 職員ハ教官閱覽室ニ於テ隨意圖書ヲ閱覽スルコトヲ得但シ借用ノ手續ヲ經スシテ之ヲ室外ニ搬出スルコトヲ得ス
- 第九條 本校職員及其他特ニ學校長ノ許可ヲ得タル者ハ圖書ヲ借用スルコトヲ得但シ此場合ハ必ス所定ノ借覽簿ニ依リ手續ヲ了スヘシ
- 第十條 借用ノ圖書ハ他ニ轉貸スルコトヲ得ス
- 第十一條 借用ノ圖書ハ毎年七月十五日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ必要

ニ應シ臨時返納セシムルコトアルヘシ

- 第十二條 圖書ヲ亡失又ハ汚損セシモノハ之カ辨償ノ責ニ任スヘキモノトス

- 第十三條 生徒ハ生徒心得第七章ニ依リ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

- 第十四條 圖書閱覽室ハ本校規定ノ休日ノ外毎日之ヲ開ク但シ必要ノ場合ハ學校長ノ許可ヲ經テ隨時之ヲ閉ツルコトアルヘシ

- 第十五條 閱覽室開閉ノ時刻ハ隨時之ヲ定ム

六 文書處理規程

- 第一條 本校ニ到達スル文書ハ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ文書ニ番號及收受月日ヲ記載シテ直ニ主掌分課ニ配布シ其證印ヲ徴スヘシ

- 第二條 親展書ハ封緘ノ儘宛名人ニ配布シ證印ヲ徴スヘシ

- 第三條 學校長ヨリ直接受ケタル到達文書ハ庶務課ニ於テ受付簿ニ登

記スヘシ

第四條 各課ニ關聯スル文書ハ其關係ノ重キニ從ヒ之ヲ配付スヘシ

第五條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ學校長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ

第六條 決裁ヲ受クヘキ文書ニシテ他課ニ關聯スルモノハ該課ニ合議スヘシ

第七條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理スヘシ

第八條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ但シ執務時間以外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ宿直ニ回付スヘシ

第九條 庶務課ニ於テハ發送簿ニ件名ヲ登記シ發送文書及原議ニ番號

ヲ附シ發送スヘシ

第十條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送スルトキハ月日、受信名、發信名、料金ヲ登記スヘシ

第十一條 完結文書ニシテ各分課ニ保存スヘキモノヲ除ク外ハ總テ庶務課ニ回付スヘシ

前項ニ依リ回付ヲ受ケタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存スヘシ

七 物品會計規程細則

第一章 總 則

第一條 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ本細則ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第二條 物品ハ之ヲ分チテ備品、消耗品トシ其區別ハ左ノ標準ニ據ル

- 一、備品 其性狀ヲ變スルコトナクシテ其用ヲ爲スモノ若ハ其性質ハ消耗品ニ屬スト雖見本陳列品トシテ保存スヘキモノ

二、消耗品 其性状ヲ變シテ其用ヲナシ再度ノ用ニ耐ヘサルモノ若

ハ其性質ハ備品ニ屬スト雖實驗用材料品トシテ使用スヘキモノ
右標準ヲ以テ區別シ難キ場合ハ學校長之ヲ定ム

第三條 備品ノ各部共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ使用ス
ルモノヲ専用備品トス

第二章 出 納

第四條 物品ノ出納命令ハ學校長之ヲ發シ其出納ハ物品會計官吏之ヲ
執行スヘシ

第五條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ學校
長ノ許可ヲ受ケテ購入シ之ヲ倉庫ニ藏置シ請求ニ應シテ支給ノ手續
ヲナスヘシ

臨時所要ノ物品ハ各部局主任ノ請求ニヨリ物品會計官吏之ヲ勘査シ
學校長ノ決裁ヲ受ケテ之ヲ支給ス

第六條 各部所要ノ物品ハ品名、數量、需要ノ事由ヲ記載セル請求書ヲ會
計課ニ差出スヘシ但シ圖書ハ圖書課ニ請求スルモノトス

學術上機械ノ製作及修理ニ特殊ノ注意ヲ要スルカ又ハ當業者ヲ選擇
スル必要アルモノハ圖案及仕様書又ハ便宜上各部ニ於テ當業者ノ見
積書ヲ徵シ之ヲ請求書ニ添付スヘシ

第七條 會計課ニ於テ物品ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ學校長
ノ命令ヲ受ケテ處理スヘシ

圖書課ニ於テ圖書ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ會計課ヲ經由
シテ學校長ノ命令ヲ受ケテ處理スヘシ

第八條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ支給セントスルトキハ
備品ニ在リテハ物品監守者ノ保管ニ付シ消耗品ハ請求者ニ交付シ各
々支給簿ニ捺印セシムヘシ

第九條 各部保管ニ屬セサル不用品ハ物品會計官吏ニ於テ之ヲ調査シ

尙使用ニ堪フヘキモノハ保存シ使用ノ見込ナキト認めタルモノハ處分案ヲ付シ學校長ノ決裁ヲ請フヘシ

第三章 保管及監督

第十條 各課及特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任各々一名ヲ置キ物品ノ監守又ハ取扱ニ關スル責ニ任セシム但シ職員各自專用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第十一條 物品監守者ハ各特別教室ニ在リテハ主任教授各課ニ在リテハ課長會計課ニ在リテハ會計主任ヲ以テ之ニ充ツ物品取扱主任ハ助教授及書記以下ヨリ之ヲ任命ス

第十二條 各課又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域左ノ如シ

一、會計課 會計課、校長室、食堂、應接室、小使室及巡視室ニ屬スル物品
其他ノ監守又ハ取扱ニ屬セサル物品

二、教務課 教務課、教官室、普通教室及講堂ニ屬スル物品

三、生徒課 生徒課、生徒控所、寄宿寮及體操場ニ屬スル物品

四、圖書課 圖書課、書庫及圖書閱覽室ニ屬スル物品

五、庶務課 庶務課、宿直室ニ屬スル物品

六、各特別教室 各特別教室ニ屬スル物品

第十三條 圖書、器械、標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ番號ヲ付記スヘシ但シ番號ヲ付スル能ハサルモノハ此ノ限ニアラス其他ノ普通備品ハ物品會計官吏ニ於テ番號ヲ付記スヘシ

第十四條 物品監守者ハ其監守ニ屬スル物品ノ紛失又ハ毀損ヲ知リタルトキハ速ニ始末書ヲ作成シ會計課ヲ經由シテ學校長ニ具申スヘシ

第十五條 物品監守者交迭ノ場合ニハ新監守者物品監守簿ニ其受繼年月日ヲ記入シ且署名捺印スヘシ

第十六條 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ歸シタルモノ乙

物品監守者ニ於テ必要ナルトキハ甲乙監守者ヨリ其旨物品會計官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七條 職員任ヲ去ルトキハ其専用備品ヲ物品會計官吏ニ返付スヘシ

第十八條 使用中ノ物品自然毀損シ修理又ハ引換ヲ要スルモノアルト

キハ現品ヲ添ヘ物品會計官吏ニ其修理又ハ引換ヲ請求スヘシ

第十九條 各課各室ニ於テ不用トナリタル物品ハ速ニ物品會計官吏ニ返付スヘシ豫備ノ名ヲ以テ之ヲ留置クコトヲ得ス

第二十條 物品會計官吏ハ毎年一回以上各課及各教室ニ就キ帳簿ト現品トヲ對照査閲シ異狀ヲ認メタルトキハ學校長ニ具申スヘシ

第二十一條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規程ノ監督ヲ忘リタルトキハ學校長其事實ヲ審査シ故意怠惰ニ出タルモノト認ルトキハ文部大臣ニ之ヲ具申ス

第四章 帳簿

第二十二條 物品會計官吏ハ物品ノ出納ヲ明ニスル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一、備品出納簿 圖書ノ部

本簿ハ圖書名冊數、價格、納人名ヲ登記シ圖書ニ屬スル物品監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

二、同上 機械、標本ノ部

本簿ハ機械及標本ヲ別チ學科毎ニ口座ヲ設ケ品目、箇數、價格、納人名ヲ登記シ機械標本ニ屬スル物品ノ監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

三、同上 普通品ノ部

本簿ハ普通備品ノ品目、數量、價格、納人名ヲ登記シ在庫並使用ノ現在ヲ明ニスルモノトス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納人名ヲ記入シ在庫並消費高ヲ明ニ
スルモノトス

五、 共用普通備品支給簿

本簿ハ支給シタル共用備品ノ品目、數量、番號、受授年月日ヲ登記シ各
物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニスル
モノトス

六、 専用普通備品支給簿

本簿ハ支給シタル専用備品ノ品目、數量、受授年月日ヲ登記シ専用者
ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

七、 消耗品支給簿

本簿ハ支給シタル消耗品ノ品目、數量、受授年月日ヲ登記シ被支給者
ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニスルモノトス

第二十三條 各物品監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明ニ

スル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一、 備品監守簿

本簿ハ物品ノ品名、箇數、番號及受授年月日ヲ明記スルモノトス但シ
圖書、機械及標本ノ監守簿ハ各其原簿ヲ以テ代用スルコトヲ得

二、 消耗品受拂簿

本簿ハ消耗品ノ受拂ヲ明記スルモノトス

三、 郵便切手受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ其受拂ヲ詳記スルモノトス

第二十四條 本細則ニ據ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 檢 閱

第二十五條 學校長ハ物品檢閱委員ヲシテ毎年一回本校ノ物品ヲ檢閱
セシム但シ必要ト認ムルトキハ臨時檢閱ヲ施行スルコトアルヘシ

第二十六條 物品檢閱委員ハ委員長一人委員若干名トシ學校職員中ヨ

リ毎年學校長之ヲ命ス

第二十七條 定期檢閲ハ毎年六月乃至十月委員長其時日ヲ定メ豫メ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ通牒スヘシ

第二十八條 物品檢閲委員ノ檢査事項左ノ如シ

- 一、物品保管ノ適否
- 二、備品使用ノ適否
- 三、消耗品消費ノ適否
- 四、物品缺損ノ有無
- 五、其他必要ト認メタル事項

第二十九條 在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏使用中ノ物品ニ付テハ

物品監守者又ハ物品取扱主任立會ノ上物品ノ檢閲ヲナスヘシ

第三十條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認メタルトキハ帳簿ニ署名檢印スヘシ若シ故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ

徵シ物品檢閲委員長ノ意見ヲ具シ學校長ニ申報スヘシ
第三十一條 物品檢閲委員其檢閲ヲ終リタルトキハ檢閲上ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シ學校長ニ申報スヘシ

八 服 制

本校生徒ノ服制ヲ定ムルコト左ノ如シ
一、正 帽

製 式	丸 形
品 質	羅 紗
色 質	黑
前 章	眞鍮製金色本校徽章

左圖ノ如シ



二、正服

横章 白線二條幅各々二分

製式 立襟背廣形

品質 「ヘルマサーヂ」又ハ小倉織

色 黒又ハ濃紺

襟章

真鍮製金色

襟ニ附ス

文科ハL理科ハSノ文字ヲ左

鈕

真鍮製金色

圓形ニ本校ノ徽章ヲ附ス

衣



袴



三、略帽

製式 普通形縁四寸以下高三寸

品質 麥藁

前章 正帽ニ同シ

横章 鉢巻、海老茶色布(幅一寸八分)ニ白線(幅二分)二條入(間隔二分)

四、略服

製式 正服ニ同シ

品質 小倉織

色 鼠霜降

襟章及鈕 正服ニ同シ

五、靴

製式 編上ケ又ハ深護謨 但シ大正十六年三月迄ハ短靴ヲ許容ス

品 質 革、ズツク又ハ護謨
色 黒

六、脚 袴

製 式 卷脚袴
品 質 綿布又ハ「ヘル」
色 黒又ハ濃紺

七、外 套

製 式 マント(長膝下二寸以内)
品 質 羅紗(襟ニ毛皮、天鵝絨ヲ附スヘカラス)
色 黒(裏地亦同シ)

九 組 長 規 程

第一條 各組ニ正副組長各一名ヲ置ク

第二條 組長ハ當該組生徒ヲシテ定員五名ノ候補者ヲ互選セシメ其中

ニ就キ學校長之ヲ命ス但シ第一學年ノ初ニ於テハ選舉ニ依ラス組主任ニ於テ假組長ヲ選定シ當分ノ間其任ニ當ラシム

第三條 組長ノ任期ハ該學年間トス

第四條 組長ハ組主任ノ指揮ヲ受ケ左ノ任務ニ當ルモノトス

- 一、 當該學級ノ風紀ニ注意スルコト
- 一、 學校ノ示達命令ヲ取計フコト
- 一、 所屬教室内ノ秩序整頓及清潔ヲ保ツコト
- 一、 其他學級ニ關スル諸般ノ要務

十 寄 宿 寮 細 則

第一條 寄宿寮ノ事務ヲ處理スル爲メ生徒課ニ寮務係ヲ置ク

第二條 寄宿寮ニ入ルヘキ生徒ニシテ特別ノ事情ニ依リ通學セント欲スル者又ハ在寮生徒ニシテ退寮セントスル者ハ其事情ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ病氣ニ依リ通學セントスル者ハ校醫ヲ

シテ診断セシム

第三條 寮生ニシテ疾病ニ罹ル者アルトキハ其症狀ニ依リテハ病室ニ入ラシメ或ハ保證人ニ通知シ外泊セシムルコトアルヘシ

第四條 各室人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム

第五條 自修、食事、外出、歸舍其他ノ時限ハ生徒監之ヲ定ム

第六條 寮生病氣又一事故ノ爲メ缺席セントスル者ハ豫メ寮務係ニ届出ツヘシ

第七條 外出、旅行、歸省ニ關シテハ左ノ手續ヲ經ヘシ

一、 外出スル時ハ備付ノ姓名札ニ依リ其在否ヲ明ニスヘシ

一、 外出ノ際門限時刻ニ遅ルヘキ事情アル者ハ豫メ其事由ヲ届出ツヘシ

一、 已ムヲ得サル事故ノ爲メ門限時刻後歸寮シタル者ハ直ニ遅刻ノ事由ヲ届出ツヘシ

二、 已ムヲ得サル事故ノ爲メ門限時刻後特ニ外出セントスル者ハ其事由ヲ述ヘ認可ヲ受クヘシ

一、 外泊歸省又ハ旅行セントスル者ハ豫メ届出テ許可ヲ受クヘシ

一、 外出中前項ノ手續ヲ爲ス違ナクシテ外泊シタル者ハ外泊先ノ證明書ヲ添ヘ歸寮ノ際届出ツヘシ

第八條 寮生ハ寮生規約ヲ定メ生徒監ヲ經學校長ノ認可ヲ得テ之ヲ實行スヘシ

第九條 食費ハ一箇月分ヲ前月末日迄ニ寮務係ニ支拂フヘシ但シ食費ハ時價ニ隨ヒ之ヲ定ム

十一 寮生規約

第一條 本寮ハ本校教育ノ趣旨ト相俟チテ共同生活ノ體驗ト善良ナル本校々風ノ中堅タルコトヲ期ス

第二條 本寮内ニ左ノ役員ヲ公選ス其任期ハ一學年間トス

- 一、 總 代 各寮一名宛
 - 二、 圖書部委員 寮内ヲ通シテ六名
 - 三、 運動部委員
 - 四、 會計部委員
 - 五、 炊事 委員 各學年ヲ通シ各類毎ニ二名宛十名
- 第三條 委員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一、 役員總會ニハ總代委員全部出席スルモノトス但シ止ムヲ得サル事情ニ依リ缺席セントスルモノハ豫メ届出ツルモノトス
 - 二、 總 代 寮生ヲ代表シ寮内ヲ整理シ内外交渉ノ任ニ當ル
 - 三、 圖書部委員 新聞ノ購入及之等ノ保管整理ヲナス
 - 四、 運動部委員 寮生用ノ庭球、野球、ピンポン、樂器其他運動、娛樂ニ關スル設備購入、整理保管ヲナス
 - 五、 會計部委員 豫算ノ査定、編成、決算等會計ニ關スル一切ノ業務ヲ

ナス

- 六、 炊事 委員 (1) 献立表ノ調製、納入物品ノ受授、備人ノ監督、食堂ノ清潔保持、寮生ノ嗜好調査、食事ニ關シ寮生ト寮務係トノ連絡ヲナス
 - (2) 亭々舎一般ノ取締ニ任シ特ニ販賣品ニ關スル監督ヲナス
 - (3) 週番委員トシテ二名宛一週間服務シ主トシテ第一、第二項ノ任ニ當ル
- 第四條 圖書運動部其他寮生共同ノ經費ニ充ツルタメ寮會費トシテ各自一ヶ月(日數ノ多少ニ拘ハラズ)金壹圓ヲ食費ト同時ニ納付スルモノトス但シ八月ハ徵集セス
- 第五條 一旦納付シタル會費ハ之ヲ返付スルコトナシ
- 第六條 食費ハ當分一日金五拾五錢ト定ム

第七條 缺食ハ連續三食以上トシ前日晝食迄ニ事務室備付ノ傳票ニ記入シ炊事場ニ差出スモノトス

第八條 缺食料ハ連續三食ニツキ雜費拾錢ヲ差引殘額ヲ拂戻スモノトス

第九條 寮會費及食費ハ生徒監ニ之カ保管ヲ依托スルモノトス

第十條 寮會費及食費ハ少クモ收入ノ百分ノ五ヲ積立ツルモノトス

第十一條 役員選舉ノ手續ハ總代之ヲ行ヒ其結果ヲ生徒監ニ報告ス

第十二條 役員總會ノ決議ハ寮生各自ノ絕對ニ服從スヘキモノトス

第十三條 寮生ハ左ノ約束ヲ恪守スヘキモノトス

一、 靜肅ヲ旨トシ寮友ノ修學睡眠ヲ妨害スヘカラス

二、 來訪者ニハ凡テ應接室ニ於テ面接スヘシ

三、 他出就寢其他不用ノ場合ハ消燈シ置クヘシ

四、 靴、木履其他下履ハ一切寮内ニ於テ之ヲ用フヘカラス

五、 寮内備付物品ヲ破損若クハ亡失シタルトキハ直チニ寮務係ニ届出テ且ツ其責ヲ負フヘシ

六、 火災ノ虞ナキ様各自常ニ嚴戒スヘシ

七、 猥リニ受付、小使室ニ立入り又ハ私ニ小使、給仕等ヲ使役スヘカラス

八、 寮内ニ於テ飲酒ノ禁ヲ嚴守スルコト

第十四條 正當ノ事由ナクシテ外泊若クハ門限遲刻其他風紀、秩序ヲ亂スモノアルトキハ總代ハ之ニ忠告シ尙改悛ノ狀ナキトキハ公明ニ之ヲ審査シ役員總會ノ決議ニ依リ生徒監ノ承認ヲ經テ寮ヲ要求スルコトアルヘシ

第十五條 本規約ノ改正ヲ要スルトキハ役員總會ニ於テ三分ノ二以上ノ出席者ニ依ル決議ヲ得テ生徒監ヲ經テ學校長ノ認可ヲ受クヘキモノトス

十二 警備規程

第一條 校内失火若クハ近火ノ場合ニハ職員及傭人ハ直ニ駆付ケ左ノ任務ニ従事スヘシ

一、非常信號 方法ハ別ニ之ヲ定ム

二、急報 學校長、教頭、各課長及會計主任、寄宿寮、警察署ハ電話又ハ急使ヲ以テ報知ス

三、消防 消火器、消火栓、唧筒其他適當ノ方法ニ依ル

四、搬出 各室内非常持退ノ印アルモノ、圖書並ニ機械及標本、其他ノ器具ノ順ヲ以テス

五、警衛 奉安所、門、其他ノ要所ヲ警備シ且搬出品ヲ監守ス

第二條 前條ノ任務ノ分擔ハ本部司令ノ指揮ニ依ル但シ未タ命令ヲ受ケサル間ト雖モ臨機前條ニ從ヒ專行スヘシ

第三條 本部司令ハ左ノ順位ニ依リ在校者之ニ任ス

一、學校長

二、教頭

三、會計主任

四、宿直職員

第四條 寮生ハ制服、制帽、靴着用ノ上寮毎ニ生徒隊ヲ組織シ第一條ニ依リ消防搬出其警衛ニ従事スヘシ

通學生ハ直ニ駆付ケ生徒隊ニ加ハルヘシ

第五條 生徒監ハ生徒隊司令ニ任ヌ生徒監事故アルトキハ上席寮務係職員之ニ代ル

第六條 體操教官ハ各隊指揮長ニ任ヌ但シ生徒中ヨリ指揮長ヲ任スルコトヲ得

第七條 各寮ヨリ毎學年始傳令若干名ヲ選任シ非常ノ場合生徒隊司令ニ直屬セシム

第八條 寄宿寮失火ノ場合ニハ前四箇條ニ拘ラス臨機ノ處置ヲナスヘシ

第九條 寄宿寮失火又ハ近火ノ場合ニハ寮務係職員ハ左ノ處置ヲナスヘシ

- 一、非常信號ヲナスコト
- 二、生徒監會計課又ハ學校宿直ヘ急報スルコト
- 三、搬出消防ニ從事スルコト

第十條 消防用具ノ配置及能力ハ會計課及生徒課ニ於テ時々點檢スヘシ

第十一條 生徒隊消防演習ハ毎月一回之ヲ行フヘシ但シ七八及三月ハ此限ニアラス

第十二條 火災豫防火元取締責任者ヲ定ムルコト左ノ如シ

箇所	勤務時間内擔任者	勤務時間外擔任者	監督者
校長室	巡視		會計主任
食堂及應接室	巡視	庶	會計主任
各課事務室	各課事務員		各課長 (會計課ハ會計主任)
圖書館及閱覽室	圖書館事務員		圖書課長
教官室	巡視	務	會計主任
講堂	巡視		會計主任
普通教室	巡視		會計主任
銃器庫	体操教官	宿	生徒課長
特別教室	助手		特別教室主任
道場	巡視		會計主任
巡視室	巡視	直	會計主任
小使室	小使		會計主任

宿直室	小使	庶務宿直	會計主任
生徒控所	巡視	寮務宿直	會計主任
寄宿寮事務室	寮務係事務員		生徒課長
寄宿寮食堂	寮務係事務員		生徒課長
寄宿寮生各室	室長	室長	生徒課長

第十三條 職員ノ住宅ノ失火又ハ近火ノ際ニハ生徒隊ヲ派遣スルコトヲ得

第十四條 水災風災震災等ノ場合ハ本規定各條ヲ準用ス

十三 非常信號規程

第一條 本校々舎寄宿寮ノ出火及近火並ニ之ニ準スル非常ノ場合ニハ非常用「スキツチ」ニ依リ「モーターサイレン」ヲ以テ信號ス

非常信號ハ最初數回ハ之ヲ斷續シ其ノ後ハ之ヲ連續スルモノトス

第二條 非常用「スキツチ」ノ位置左ノ如シ

一、本館支關

二、本館附屬ノ小使室

第三條 非常信號ハ時々之ヲ試驗スヘシ此ノ場合ニハ前日豫メ之ヲ告示ス

第四條 濫ニ非常用「スキツチ」ヲ弄フモノハ之ヲ懲戒ス

第五條 「モーターサイレン」ニ故障アルトキハ教務課室外ノ號鐘ヲ亂打シテ之ニ代フヘシ

十四 宿直規程

第一條 宿直勤務ハ庶務宿直及寮務宿直トス

第二條 本校書記又ハ雇員一名宛輪番ニ庶務宿直ニ服スヘシ

生徒課勤務ノ職員一名宛輪番ニ寮務宿直ニ服スヘシ但シ生徒監ハ隨時宿直ニ服ス

第三條 宿直者病氣又ハ自己ノ都合ニ依リ宿直スルコト能ハサルトキ

ハ代人ヲ立ツヘシ但シ次條ニ依リ宿直ヲ免セラレタル者ハ此ノ限ニ
アラス

第四條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ宿直ヲ免ス

一 出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸任ノ翌日

二 病氣其他ノ事故ニ因ル缺勤中

三 賜暇中

四 忌引中

五 新任者着任ノ日ヨリ起算シ七日間

六 以上ノ外學校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第五條 宿直時限ハ平日ニアリテハ當日退出時限ヨリ翌日出勤時限マ

テ休日ニアリテハ當日出勤時限ヨリ翌日出勤時限マテトス

第六條 庶務宿直者ニアリテハ庶務課ヨリ寮務宿直者ニアリテハ生徒

課ヨリ其前日マテニ之ヲ通知シ認印ヲ徴スヘシ

第七條 宿直者ハ勤務中、學校又ハ寄宿寮ヲ離ルルコトヲ得ス

第八條 庶務宿直ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

一 校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二 校舎内外ノ取締ヲナスコト

三 往復物件ヲ處理スルコト

四 特ニ火ノ元ニ注意スルコト

第九條 宿直中ニ到達シタル文書及發送スヘキ文書ハ假ニ收受發送ノ
手續ヲナシ翌日庶務課ニ之ヲ引繼クヘシ翌日休日ナルトキハ交代ノ
者ニ引繼クヘキモノトス

第十條 宿直中郵便物ヲ發送シタルトキハ宛名、差出人名、使用切手ノ種
類及數ヲ宿直日誌ニ記入スヘシ

第十一條 收受シタル文書中、學校長宛ノ電報并ニ至急ト表記シタル文
書ハ直ニ學校長ニ送達シ學校宛ノ電報并ニ至急ト表記シタル文書ハ

直ニ庶務課長ニ送達スヘシ但シ電報ニハ必ス電信用語符號表ヲ附シテ送達スヘシ

他ノ職員ニ宛テタル文書ハ前項ニ準シテ取扱フヘシ

第十二條 宿直中ニ起リタル事件ハ總テ其ノ顛末ヲ宿直日誌ニ記載シ庶務宿直ニアリテハ庶務課、寮務宿直ニアリテハ生徒課ニ之ヲ提出シ毎週一回學校長ノ閱ニ供スヘシ

第十三條 宿直者ハ日没後少クトモ二回校舎内外ヲ巡視シ適宜備人ヲ指揮シテ巡視セシムヘシ

第十四條 寮務宿直ハ寄宿寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ執ルヘシ

第九條乃至第十三條ハ之ヲ寮務宿直ニ準用ス

第十五條 宿直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得非常事故アルトキハ互ニ報知及助力ヲナスヘシ

第十六條 宿直室ニ備フヘキ帳簿左ノ如シ

一 庶務宿直室

宿直者證印簿 宿直日誌 學校一覽 職員住所簿

電信用語符號表 生徒名簿 送達簿

一 寮務宿直室

宿直者證印簿 宿直日誌 學校一覽 生徒名簿 送達簿

第七 教科用書目

(卷末添付)

第八職員

(大正十五年九月三十日現在)

學校長

文學士 秋吉音治 福岡

教授

文學士 白川精一 福岡

獨語

教頭

文學士 吉村友喜 高知

英語

兼九州帝國大學教授理學博士

文學士 米山國藏 神奈川

英語(在外研究中)

文學士 浦瀨七太郎 長崎

漢文、歷史

文學士 淺井虎夫 兵庫

數學

理學士 不破美太郎 大阪

法制及經濟、獨語 兼九州帝國大學助教授法學士

樋田豐太郎 大分

動物、自然科學

濱田俊三郎 島根

修身

生徒監 文學士 岩口石藏 愛知

歷史

生徒監

文學士 玉泉大梁 石川

歷史

文學士 佐々木卓三 三重

心理及論理、獨語

文學士 醫學士 岡田 駿滋 賀

獨語(在外研究中)

文學士 秋山教一 東京

國語(內地研究中)

文學士 宮崎晴美 京都

獨語

文學士 野村梅吉 埼玉

植物、自然科學

理學士 牧川鷹之祐 佐賀

休職

文學士 金尾音美 富山

漢文

文學士 永井重義 廣島

圖書

工學士 鶴 猛 福岡

英語

文學士 本多顯彰 愛知

物理、力學

理學士 宮本九郎 東京

礦物及地質、自然科學、地理

理學士 山崎光夫 三重

數學

理學士

光安

弘福岡

國語

文學士

田村專一郎岡山

英語

文學士

大内覺之助福岡

物理、自然科學

理學士

赤野法香山口

化學

理學士

越山季一山梨

佛語

宮永卓士福岡

配屬將校

教練

陸軍騎兵中佐

武藤炳福岡

助教授

國語

安田喜代門兵庫

化學

藤井勇美愛知

講師

(就職順)

圖書

福岡縣女子師範學校教諭

藤田薰奈良

体操

生徒監補佐 陸軍歩兵中尉

松岡金太郎福岡

柔道

佐村嘉一郎熊本

劍道

大日本武徳會福岡支部教授

中野宗助長崎

体操

加川滿喜神奈川

佛語

エウジエリン、クロードミル
デヨリ
佛國

漢文

宮崎繁吉福岡

數學

原富慶太郎大阪

体操

伊藤鐵藏福岡

劍道

三角卯三郎福岡

英語

赤井直吉京都

哲學概説、獨語

文學士 伊藤藤省山形

獨語

文學士 秋山六郎兵衛香川

佛語

九州帝國大學助教授 文學士 須川彌作東京

國語

備外國人教師

仁保正雄 福岡

英語

トマス、フレデリック、フオーセツト 米國

獨語

ハインリヒ、ライントエス 獨國

校醫

教授文學士醫學士

岡田 駿 滋賀

ドクタル、サルヂヤリ

國永正臣 福岡

醫學得業士

原田勝郎 福岡

長崎醫學士

大庭郁二郎 福岡

書記

會計主任並物品會計官吏

田邊常美 福岡

矢野岩之助 福岡

高田喜十郎 福岡

職員

石井正次郎 福岡

原正敬 福岡

小林峰樹 福岡

真子憲一 福岡

松尾廣二 福岡

北村正太夫 鹿兒島

黒木茂 宮崎

清水時三郎 福岡

榎健藏 鹿兒島

矢野ヤヨイ 福岡

山本繁義 福岡

樋口彌七郎 福岡

組主任

文科三年甲組	教授	田村專一郎
文科三年乙組	教授	佐々木卓
文科三年丙組	教授	宮永卓士
理科三年甲組	教授	鶴
理科三年乙組	教授	濱田俊三郎
文科二年甲組	講師	赤井直吉
文科二年乙組	教授	白川精一
文科二年丙組	教授	大内覺之助
理科二年甲組	教授	不破美太郎
理科二年乙組	教授	光安弘
文科一年甲組	教授	本多顯彰
文科一年乙組	教授	野村梅吉

學科主任

文科一年丙組	教授	永井重義
理科一年甲組	教授	牧川鷹之祐
理科一年乙組	教授	山崎光夫
英語科主任	教授	吉村友喜
獨語科主任	教授	白川精一
佛語科主任	教授	宮永卓士
數學科主任	教授	米山國藏
漢文科主任	教授	淺井虎夫
國語科主任	教授	田村專一郎
自然科學科主任	教授	濱田俊三郎
物理科主任	教授	宮本九一郎
体操科主任	講師	松岡金太郎

事務分課

教務課

課長

教授	吉村友喜
書記	原正敬
(兼)書記	矢野岩之助
(兼)書記	高田喜十郎
(兼)書記	石井正次郎
(兼)雇	眞子憲一
(兼)雇	北村正太夫
(兼)雇	黒木茂
(兼)雇	清水時三郎
(兼)雇	榎健藏
(兼)雇	矢野ヤヨイ

生徒課

課長

(兼)雇	山本繁義
(兼)雇	樋口彌七郎

生徒監教授	岩口石藏
-------	------

生徒監教授	玉泉大梁
-------	------

生徒監補佐 講師	松岡金太郎
----------	-------

講師	加川滿喜
----	------

講師	伊藤鐵藏
----	------

雇	小林峰樹
---	------

雇	松尾廣二
---	------

圖書課

課長代理

教授	吉村友喜
書記	石井正次郎

課長

庶務課

雇、矢野ヤヨイ
雇樋口彌七郎

教授 樋田豊太郎

書記 矢野岩之助

(兼)書記 原正敬

會計課

主任

書記 田邊常美

書記 高田喜十郎

雇 眞子憲一

雇 清水時三郎

雇 山本繁義

評議員

教授 白川精一

教授 吉村友喜

教授 米山國藏

教授 不破美太郎

教授 樋田豊太郎

教授 濱田俊三郎

教授 岩口石藏

教授 玉泉大梁

前教官

轉退年月

摘要 氏名

講師 一二、一〇、一五

解囑 大島 曉

講師 一二、三、三一

解囑 坂井甚吉

教授	講師	講師	講師	講師	教授	教授	講師	教授	教授	講師	教授	
一三、 五、一六	一三、 四、二〇	一三、 三、三一	一三、 三、三一	一三、 三、三一	一三、 三、三一	一三、 三、三一	一三、 二、二九	一三、 一、二三	一三、 一〇、六	一二、 七、二一	一二、 四、三〇	一二、 四、二一
退職	解囑	解囑	解囑	解囑	退職	轉任	解囑	轉任	轉任	轉任	解囑	轉任
柿 村 重 松	江 田 昇 三 郎	ク ラ イ デ ウ オ ル フ	シ ョ 	小 島 均	藤 村 與 市	若 林 秀 三	新 保 駒 吉	佐 藤 幹 二	小 柏 丑 二	山 口 重 知	田 島 六 郎	武 藤 長 平

教授	講師	講師	助教授
一五、 四、一	一五、 三、三一	一五、 三、三一	一四、 四、一
退職	解囑	解囑	退職
征 矢 野 晃 雄	石 川 淳	片 山 正 雄	下 澤 倉 之 介

第九生徒

(五百六十人)

(大正十五年九月三十日現在)

一氏名

文科三年甲類

(三十三人)

氏名	本籍	出身校	氏名	本籍	出身校
我孫子元	山形	山口	大津靜雄	福岡	明善
蘆塚東	長崎	長崎	柿村峻	佐賀	唐津
安西義忠	福岡	修猷	川津尙彦	福岡	修猷
石橋弘	福岡	福中	久保田藤麿	三重	真宗勸學
石丸淺雄	福岡	小倉	相良秀雄	福岡	八幡
大家國夫	福岡	中津	佐藤深立	福岡	鞍手
尾形哲吉	福岡	佐世保	田山龍生	熊本	八代
緒方一夫	福岡	田川	戶田松三郎	大分	長崎
乙藤寬一	福岡	福中	中島良	佐賀	唐津

文科三年乙類

(三十三人)

中野國雄	福岡	築上	松本治彦	福岡	小倉
丹生義孝	大分	字佐	森永種夫	長崎	長崎
橋本洋	長崎	佐世保	森久俊治	大分	中津
東敏雄	熊本	長府	安永喜三雄	福岡	嘉穂
日下藤吾	福岡	修猷	吉川旦	福岡	傳習
別府秀親	福岡	朝倉	吉田法晴	福岡	宗像
松枝茂夫	佐賀	鹿島	渡邊壽美穗	愛媛	今治
松下直一	福岡	八幡			
石橋宗雄	福岡	福中	城戸崎益敏	福岡	濱松
井上定	福岡	福中	具島勘三郎	福岡	福中
小田峻太郎	福岡	若松	黒岩義夫	福岡	明善
大林正幾	大分	字佐	黒瀬信義	福岡	若松

近藤	完彌	大分	宇佐
坂口	盛綱	福岡	修猷
白川	迪	福岡	修猷
末松	滿	福岡	膳所
鈴山	瀨一郎	佐賀	鹿島
園山	伊兵衛	島根	若松
竹尾	和一	長崎	豐浦
長	寅次	福岡	福中
中島	雅男	埼玉	臺北第一
永田	末男	鹿兒島	川内
鍋山	伊喜夫	福岡	修猷
野入	稔	福岡	嘉穂
花野	憲治	福岡	嘉穂

原田	多賀次	福岡	若松
平井	進	福岡	朝倉
藤木	茂	福岡	福中
星川	三郎	福岡	釜山
松井	秀吉	福岡	修猷
松尾	駒雄	佐賀	小城
皆川	治	福岡	田川
村田	成之	山口	修猷
八坂	筑紫	長崎	對馬
柳井	増雄	福岡	小倉
八幡原	芳夫	福岡	明善
吉住	史郎	長崎	猶興

文科三年丙類

(三十七人)

赤間	勇一	福岡	宗像
淺田	長次	長崎	長崎
有永	弘人	福岡	築上
石井	俊之	鹿兒島	鹿島第一
岩佐	一巳	三重	修猷
伊奈	健次	福岡	福中
牛塚	統六	熊本	福中
内山	淑彦	鹿兒島	福中
梅崎	昇	佐賀	佐世保
占部	謙二郎	福岡	攻玉
大石	平助	福岡	福中
大内	武	大分	中津
河野	通文	大分	大分
金川	義之	島根	小倉
茅野	清	福岡	嘉穂
菊地	武尚	福岡	修猷
熊野	御堂定	大分	宇佐
近藤	駒男	福岡	熊陸幼
西郷	不二郎	東京	小倉
坂井	和四郎	佐賀	鹿島
佐々木	孜	三重	上野
佐藤	靜夫	大分	大分
立花	守	福岡	傳習
種子島	宗夫	鹿兒島	長崎

石橋	井上	井上	飯野	麻生	三島	三浦	本田	別府	橋本	中山	中村
正	俊	憲	勤	靖	東	定	藤一郎	誠	正	真	孝
福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	山口	大分	長崎	福岡	福岡	大分	長崎
修猷	修猷	小倉	鞍手	修猷	長府	白杵	長崎	朝倉	修猷	朝鮮大田	壹岐
金生	大石	內田	牛島	井上	米澤	山口	山隆	安永	安武	目黑	資
莊	赴	光	信義	忠	芳	睦	隆	勝	昇	資	資
福岡	島根	福岡	福岡	福岡	男	佐賀	之	兵庫	治	東京	東京
修猷	濱田	福岡	修猷	嘉穗	秋田	曉星	小倉	曉星	朝倉	修猷	修猷

理科三年甲類

(三十六人)

河村	城戸	久良	近藤	讚井	瀬崎	千々	津野	富谷	萩原	原田	日向	平山
信夫	一俊	木貢	利秋	一水	清	和載	真澄	谷巖	貞郎	武夫	光雄	晃
福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	東京	島根	東京	福岡	山口	福岡
修猷	奉天	八女	修猷	修猷	福中	東筑	修猷	京城	小倉	小倉	小倉	長崎
福島	福田	三島	水野	宮本	村井	村岡	村山	諸岡	矢野	山屋	吉田	脇
俊作	喜一	壯太郎	高明	芳種	三郎	正雄	益勇	顯義	軍一	三郎	豐喜	雄藏
福岡	佐賀	福岡	福岡	福岡	宮崎	佐賀	佐賀	福岡	福岡	福岡	福岡	鹿兒島
修猷	豐山	修猷	明善	東筑	京都第一	佐賀	修猷	唐津	福中	小倉	福中	甕島第一

理科三年乙類

(三十二人)

旭	憲	次	福岡	修猷	栗田	五郎	福岡	福中
麻生	茂八郎	福岡	嘉穗	小泊	重比子	大分	大分	大分
井浦	德	福岡	福中	小林	和樹	福岡	修猷	
井上	數雄	大分	宇佐	齊藤	弘	福岡	小倉	
伊藤	巳太郎	福岡	傳習	高岡	敏夫	熊本	福中	
井上	初惠	福岡	福中	高田	駿二	福岡	福中	
飯田	武雄	大分	修猷	竹内	武雄	新潟	高田	
井上	暹	福岡	小倉	谷川	誠	福岡	大村	
岡	恒喜	長崎	若松	新納	治太郎	大分	白杵	
小城	巖	福岡	朝倉	西	亦次郎	福岡	福中	
甲斐	準一	大分	大分	平田	輝	福岡	明善	
鹿島	通典	大分	宇佐	平田	美穗	長崎	長崎	

文科二年甲類

(四十人)

藤見	敬讓	福岡	福中	山川	久雄	福岡	福中
松尾	芳郎	宮崎	福中	山口	宗夫	長崎	長崎
松本	周治	長崎	長崎	山田	保	大分	宇佐
森	恒良	廣島	廣島	吉永	一	福岡	福中
赤間	鎮雄	福岡	宗像	岡松	敬七郎	福岡	修猷
有光	教一	福岡	中津	小野	亮	大分	小倉
池元	龍之助	福岡	修猷	太田	昌雄	大分	中津
石濱	秀雄	東京	青山	鍵本	博	廣島	長府
岩下	武揚	宮崎	宮崎	川上	繁男	福岡	若松
岩吉	松之助	長崎	佐世保	鹿子	生睦男	福岡	八女
大音	一男	福岡	嘉穗	川上	正利	福岡	福中
緒方	正太郎	福岡	修猷	川合	壽人	佐賀	明善

德生好直	田崎真	高次三吉	高島逸夫	高木辰規	白水新助	柴田節郎	篠原猗	佐瀬六郎	倉塚憲一	久保忠男	木村健康	絹川二郎
福岡	佐賀	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	千葉	福岡	福岡	福岡	長崎
小倉	小城	嘉穗	福中	福中	福中	宗像	修猷	大邱	修猷	鞍手	修猷	島原

藍家精	吉山唯士	吉田俊一	山内正樹	矢野範二	宮崎辰雄	水木惣太郎	平山一雄	西野益次郎	永江庄助	仲一
高雄	長崎	福岡	福岡	福岡	福岡	和歌山	福岡	大分	島根	福岡
都城	長崎師	小倉	福中	浮羽	嘉穗	福中	福中	中津	米子	明善

文科二年乙類

(三十二人)

相賀照之	青木正登	井上義彰	池田饒	内田八朔	上田安	梅野一	大神武敏	川原權司	神代庫太	小林榮三郎	近藤吉登
佐賀	福岡	福岡	福岡	山口	福岡	福岡	福岡	熊本	福岡	福岡	福岡
鞍手	福中	小倉	修猷	福中	久留米商	福中	修猷	京華	明善	福中	明善
齊藤金彌	山王堂富夫	關秀雄	高橋運	谷憲利	辻善太郎	德永太郎	中垣光	野田四郎	野村芳郎	馬場勇	百束賞
石川	福岡	福岡	福岡	福岡	佐賀	福岡	福岡	福岡	滋賀	福岡	佐賀
福中	修猷	小倉	修猷	福中	唐津	鞍手	明善	福中	北野	田川	小倉

金子	大隈	小野	占部	浦瀨	岩井	井浦	天野	森永	森博	溝淵	松浦
貢	正明	猛	重丸	太郎	英夫	安喜	元生	隆	之	新	長彦
鹿兒島	福岡	福岡	福岡	長崎	宮城	福岡	福岡	長崎	福岡	高知	佐賀
佐世保	佐賀	明善	攻玉社	福岡	龍山	明善	修猷	長崎	傳習	田川	佐賀
西村	長尾	豐田	高岡	高松	鹽田	小牧	菊池	吉岡	山田	山崎	山内
春樹	秋馬	實	一夫	祐	謹吾	辰男	二郎	力	健兒	登	次雄
福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	鹿兒島	福岡	山口	福岡	三重	鹿兒島
明善	田川	小倉	福岡	修猷	豐津	鎮西	浮羽	早稻田	明善	上野	修猷

文科二年丙類

(三十七人)

荒木	宮崎	松木	松尾	益田	正木	堀江	古田	藤井	福島	萩原	野田
隆泰	三雄	一雄	專一	健次	忍	清	龍夫	三郎	五十男	彌彦	岩男
福岡	佐賀	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	山口	長崎	鹿兒島	福岡
三池	唐津	東筑	傳習	福中	八幡	傳習	明善	長府	佐世保	曉星	福中
荒木	宮崎	松木	松尾	益田	正木	堀江	古田	藤井	福島	萩原	野田
隆泰	三雄	一雄	專一	健次	忍	清	龍夫	三郎	五十男	彌彦	岩男
福岡	佐賀	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	山口	長崎	鹿兒島	福岡
三池	唐津	東筑	傳習	福中	八幡	傳習	明善	長府	佐世保	曉星	福中
一石	藍	吉	橫	湯	山	山	山	山	柳	安	安
橋	永	永	大路	下	本	根	崎	家	利	武	武
良	家	廣	俊	淨	愛	泰	乾	一	武	政	政
造	鼎	熊	一	美	三	雄	福	夫	福	敏	敏
福岡	高	本	福	東	郎	東	岡	福	岡	岡	岡
修猷	雄	鎮	岡	京	福	京	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡
	都	西	田	朝	中	華	福	小	田	浮	浮
	城	川	川	倉	中	華	中	倉	川	羽	羽

理科二年甲類

(四十三人)

入澤	壽	福岡	小倉	庄野	直治	福岡	修猷
上野	泰	德島	德島	白木	喬一	熊本	福中
岡橋	作太郎	福岡	築上	真海	律	福岡	福中
萩原	保右衛門	福岡	福中	杉原	周一	大分	佐伯
鏡山	俊夫	福岡	豊橋	園田	安生	福岡	朝倉
木戸	清六	福岡	小倉	永江	大介	福岡	三池
草野	萬三郎	長崎	島原	中島	利彦	福岡	福中
具島	太三郎	福岡	福中	永野	善三郎	福岡	福中
楠本	好人	長崎	鹿本	中野	充	福岡	福中
久保田	俊	福岡	修猷	根來	敏雄	山口	長府
熊谷	直清	福岡	小倉	濱	謙次	福岡	修猷
坂尾	三吾	福岡	東筑	樋口	朝次郎	福岡	福中
下川	正毅	福岡	福中	廣田	良八郎	福岡	修猷

理科二年乙類

(三十七人)

福富	孝治	東京	杵築	矢野	巖	福岡	朝倉
藤原	哲郎	長崎	長府	留守	好年	福岡	修猷
堀尾	宗次郎	福岡	朝倉	渡邊	勇	福岡	福中
穗波	初臣	德島	福中	渡邊	作五郎	福岡	修猷
松本	徹	福岡	小倉	渡邊	磯二郎	福岡	修猷
宮崎	兄一	福岡	東筑	干志	和	中華民國	南滿
村井	敏夫	三重	修猷	袁世	安	中華民國	南滿
森山	三代治	福岡	田川				

石井	良雄	福岡	福中	占部	常樹	福岡	修猷
井上	峻	大分	朝倉	岡本	英雄	岡山	長崎
宇木	末雄	佐賀	福中	奧村	二吉	福岡	宇都宮
内野	種義	福岡	田川	箴島	四郎	福岡	佐世保

高山久雄	高山周一	宗盛一	末松肇	坂本馨	五月女廣	國房保	工藤勘八郎	日下部兼道	桐山豪三	北原長次郎	加來智加良	小野清彦
福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	栃木	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	大分
靴手	修猷	田川	小倉	修猷	宇都宮	嘉穗	修猷	福岡	修猷	福岡	朝倉	白杵
村上健一	光澤太郎	丸山量	福田鐵雄	久本正人	原田住夫	原健夫	原健夫	濱秀夫	羽田野春吉	永武義夫	永尾俊平	辻川廣一
大分	福岡	福岡	福岡	佐賀	福岡	福岡	長崎	福岡	大分	福岡	福岡	長崎
中津	福岡	朝倉	嘉穗	福岡	修猷	修猷	佐世保	修猷	竹田	若松	小倉	福岡

文科一年甲類 (四十人)

湯淺龍起	青木重保	芦塚濱郎	阿部茂	新津甚一	荒木時次	有田佳穂	石賀修	井上健三	緒方録郎	岡村峻
福岡	熊本	長崎	福岡	福岡	熊本	福岡	岡山	福岡	福岡	福岡
修猷	熊本	長崎	明善	小倉	玉名	福岡	小倉	修猷	福岡	修猷
吉岡俊三	廉隅傳次	龜井光	城戸功	久米忠實	黒瀬堅志	堺丑三郎	坂本雪	佐藤達男	坂本武	重松武信
福岡	佐賀	福岡	福岡	大分	福岡	福岡	大分	福岡	福岡	福岡
朝倉	佐世保	小倉	小倉	杵築	若松	福岡	大分	平壤	福岡	朝倉

柴原守衛	長崎	鎮西	永津勝藏	福岡	横濱第一
鹽見徹堂	京都	釜山	中原市次郎	福岡	福岡
清水清	福岡	小倉	永松稻麿	東京	福岡
高尾文市	福岡	三池	畑問孝之助	福岡	小倉
高松倉次郎	福岡	福中	土生辰雄	福岡	修猷
高見等	熊本	修猷	眞鍋知夫	福岡	小倉
高山博	福岡	朝倉	宮崎四郎	福岡	朝倉
竹村茂昭	福岡	修猷	村上嘉實	廣島	廣師附屬
田代滋穂	熊本	濟々費	森田友則	福岡	三池
富永銑太郎	佐賀	唐津	吉野元雄	福岡	小倉
安東重記	福岡	修猷	磯部濤一郎	福岡	小倉
石川忠大分	日田		猪野忠雄	福岡	福岡

文科一年乙類

(四十人)

岩岡太郎	福岡	福中	兒島光雄	長崎	長崎
岩重元榮	鹿兒島	志布志	佐藤英士	廣島	福岡
彌富武	佐賀	佐賀	下川英二	福岡	傳習
牛島正之	福岡	修猷	佐藤賢	長崎	修猷
岡素夫	佐賀	平壤	庄野五一郎	福岡	小倉
岡本信道	福岡	福中	高橋周一郎	岩手	東京第四
大塚令修	福岡	修猷	田村淳一	福岡	修猷
片山博	山口	京都第一	仲宗根政善	沖繩	沖繩第一
香月靜雄	佐賀	長崎	永松丙午	福岡	朝倉
勝田晃	福岡	修猷	二宮善夫	福岡	福岡
神吉洋士	福岡	京北	野口俊一	佐賀	鹿島
桐原信次	熊本	修猷	秦純乘	福岡	糸島
草場茂	福岡	明善	波多江種一	福岡	西南

廣渡博記	福岡	東筑	三方達一	福岡	福中
藤田次郎	山口	豐中	村岡健太郎	大分	宇佐
古館理三	佐賀	唐津	安永一雄	愛媛	奉天
星野政雄	福岡	修猷	吉村義明	福岡	福中
松村一人	山口	徳山	渡邊茂人	福岡	若松

文科一年丙類

(四十人)

赤野有祥	山口	東京	鏡山猛	福岡	小倉
淺井長夫	長崎	對馬	香月高秋	福岡	修猷
安藤將	廣島	廣島第一	倉田吳	福岡	明善
牛島晴男	福岡	三養基	小林武久	佐賀	廣師附屬
梅田利博	福岡	八幡	關春男	東京	曉星
大楠繁	福岡	福中	高山久助	福岡	修猷
岡原弘之	岡山	東京第一	田中二夫	山口	釜山

德永良知	熊本	京城	細川實衛	福岡	八女
富安卯八郎	福岡	釜山	増田日男	佐賀	大田
中村與七	福岡	正則	丸山熊雄	靜岡	横濱第二
繩田正造	福岡	修猷	三浦義成	福岡	浮羽
西岡壽	福岡	修猷	丸山彦次郎	東京	曉星
能勢逸人	鹿兒島	鹿兒島第一	水之江季彦	大分	宇佐
野村太郎兵衛	福岡	福中	森林調七	福岡	田川
蓮尾敏夫	福岡	三池	柳田久	鹿兒島	宗像
春見倣介	東京	曉星	山浦滿輝	福岡	福中
姬野實	大分	大分	山岡國雄	鹿兒島	鹿島第一
廣田弘雄	福岡	麻布	山名重豊	福岡	豊津
古川吉嗣	福岡	修猷	湯川忠夫	和歌山	福中
古野利秋	福岡	宗像	由布一郎	福岡	修猷